

第七十六回国会 参議院内閣委員会、科学技術振興対策特別委員会連合審査会会議録第一号

昭和五十年十二月十六日(火曜日)
午前十時五十一分開会

委員氏名

内閣委員

加藤 武徳君
世耕 政隆君
林 道君
上田 哲君
片岡 勝治君
岡田 広君
源田 実君
寺本 広作君
戸塚 進也君
中村 太郎君
八木 一郎君
山本茂一郎君
秦 豊君
藤田 進君
森中 守義君
太田 淳夫君
峯山 昭範君
河田 賢治君
内藤 功君
中村 利次君

科学技術振興対策特別委員

委員長

中尾 辰義君
源田 実君
中村 慎二君
杉山善太郎君
堀出 啓典君
小巻 敏雄君
岩動 道行君
糸山英太郎君
大森 久司君

出席者は左のとおり。

内閣委員会

委員長 加藤 武徳君
理事 世耕 政隆君
林 道君
上田 哲君
片岡 勝治君

委員

源田 実君
寺本 広作君
戸塚 進也君
中村 太郎君
八木 一郎君
山本茂一郎君
秦 豊君
藤田 進君
太田 淳夫君
峯山 昭範君
河田 賢治君
内藤 功君
中村 利次君

科学技術振興対策特別委員会

委員長 中尾 辰義君
理事 杉山善太郎君
堀出 啓典君
小巻 敏雄君

委員

岩動 道行君
糸山英太郎君
中山 太郎君
永野 厳雄君
山崎 昇君
加藤 進君

国務大臣

国務大臣 佐々木義武君
官(科学技術庁長)

政府委員

内閣官房副長官 海部 俊樹君
内閣官房内閣審議室長 渡部 周治君
科学技術庁長官 小山 実君
科学技術庁計画局長 安尾 俊君
科学技術庁原子力局長 生田 豊朗君
科学技術庁原子力局長 山野 正登君
科学技術庁原子力局長 半澤 治雄君

事務局側

常任委員会専門員 首藤 俊彦君
常任委員会専門員 菊地 拓君

説明員

科学技術庁原子力局動力炉開発課長 高岡 敬展君

参考人

資源エネルギー庁長官官房原子力産業課長 山本 幸助君
資源エネルギー庁公益事業部開発課長 松尾 成美君
日本原子力船開発事業団理事長 島居辰次郎君
日本原子力船開発事業団専務理事 倉本 昌昭君
動力炉・核燃料開発事業団副理事長 瀬川 正男君
動力炉・核燃料開発事業団東海研究所再処理建設所長 中島健太郎君

本日の会議に付した案件
○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(内閣委員長加藤武徳君委員長席に着く)

○委員長(加藤武徳君) それでは、これから内閣委員会、科学技術振興対策特別委員会連合審査会を開会いたします。

私と科学技術振興対策特別委員長が交代して連合審査会の会議を主宰することといたしました。科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより直ちに質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○杉山善太郎君 私は、本連合審査会におきまして、わが国の原子力開発に關しまして、その基本理念と認識について、この場をかりて若干質問をいたしたいと思います。

ついで、私は三つのポイントを位置づけておるわけであり、簡潔に申し上げますが、わが国の原子力開発が核分裂型の開発体制である限り、行政のあり方が、国民の信頼と合意を確保するに値する、しかも国民に対して責任を持つものでなければならぬというふうに考えておるわけであり、まして、このことはきわめて重要なポイントであるというふうに考えております。

二つ目は、国民の信頼と合意を確保するためには、まず安全、環境、原発——具体的には原子力発電所の立地条件、これを海に引き当ててみれば原子力船の船体等々も含めて、私は私なりにこれは原発立地だと、そういうふうに位置づけておるわけであり、

さらに、この核燃料サイクル、さらにわれわれの子孫に累を及ぼしてはならない放射能の公害、こういったような柱を、やはり重要なポイントだということに判断をいたして、こういう基本思想、こういう柱の立て方によって私は科技特の中で勉強しておると、こういう立場であります。

以上の点については、私どもは原則的にはこの核分裂型の原子力開発については賛成をいたしておりません。しかし、総合エネルギーの中における石油の問題等を含めると、どうしても原子力の開発の位置づけというものを全然無視するわけにはまいりませんので、そこで、私どもは核分裂以外のエネルギーの開発について、科学技術庁なり文部省なり、あるいは学術会議等がやはり科学を科学として、核融合型の原子力を開発する場合、そのために必要な費用は国はやはり惜しんではいけません。技術的には、御承知のように、世界ではこの核分裂型ではなくて、むしろ海水から大量にやはり重水素を融合することによって、大量の核融合、そういうことが非常に進んでおります。そういうような点で、わが国ではわが国の技術者あるいは学者等においても、相当に外国によらざるどころの一つのものを持っておると思うのであります。ただ問題は、国が大量にこれを予算的な保証を措置するというのが重大なこ

とであらうかというふうに考えておるわけであり、これは前段申し上げたとおり、さしあたって私の基本的な理念であり、考え方であり、これはいま別に御答弁をいたしたくなくともいいと思うのであります。

そこで、きょうは内閣から政務担当の海部副長官にきていただいておりますので、しかも午前中であって、私は多くを副長官に求めておりませんので、もし他の委員の中でやはり海部副長官に連でもいいが、あるいは単独でもようございするから、そういう含みで、私は簡潔に海部副長官に質問をいたします。

海部副長官、実は三月の十八日ですね、ことしの三月十八日、流れをさかのぼってみると、原子力行政が閣議決定で発足したのは、具体的に二月二十五日になっております。それから、行政懇の第一回の会合が三月十八日ということになっております。そういう中で、十四名の委員が任命されておまして、この中で今日の日は有沢機関と言われておりますけれども、有沢大先生が議長になっておられる。そういう経過を踏まえて、あなたは三月二十八日の科学技術振興対策特別委員会にきていただいたわけであり、そういう歴史の中で、私はそのときにこういうことをあなたにお尋ね申し上げておきました。

この原子力行政懇談会のあり方は、法律に基づく基づかないは別として、わが国の資源エネルギーのそういう方向づけの中から、内閣総理大臣の、言うならば三木内閣の非常な重要な一つの直接的な諮問機関として、やはり位置づけられておるんだ、したがって原子力行政懇談会のあり方、そしてその重要性あるいはエネルギー及び原子力の全般の流れの中における行政としての果たすべき役割等について、一応基本認識をそれなりにお伺いした。その点について、これは御記憶があると思いますが、そういう記憶を一応よみがえらして、私が今日のあなたにきていただいて聞きたいのは、次元は若干違いますが、

れども、やはり法律によるよらないにかかわらず、過般のスト権ストの問題について専門懇というものが開かれております。それと対比して、それと同等もしくはそれ以上に、「むつ」が放射線漏れを起して、日本の原子力開発そのものが大きな行政上の欠陥と開発体制に不備を来しておる。それが象徴的に噴き出したのが原子力船「むつ」の放射線漏れであり、漂流であります。そういうことにかんがみまして、日本の原子力行政、特に核分裂型の開発に関する限りはこれを総洗いしよう、という一つの要望の中からこの原子力行政懇談会が生まれておるわけであり、

これが具体的には二月二十五日に発足しておるわけであり、回数も、回数もずつと重ねておられるはずであります。私どもが当時予期しておりましたのは、大体七月ないしは遅くても十一月ないしはことしは必要であればあるだけに、この行政懇というものはあらゆる頭脳とスタッフを持って、十四名の委員が任命されておるのでありますから、もう大体結論は出てもいいんだと、いわんや、やはり先国会から廃案という形になっておるけれども、この科技庁設置法の一部改正の中で、安全局の設置等の問題も考慮する場合について、やはりこの辺で原子力の行政懇が、次元は違いますが、ストライキの問題についてはその一つの柱となるやはり専門懇が重要な意義を持ち、そして社会にもいろいろ批判もあるが評価されておる。それ以上にもまざるも劣らないこの懇談会が、遅々として機能をしていない。そういったような問題について、その現状をひとつお伺いしたい、こう思うのであります。ありのままですばりいいです。私は長々と申し上げましたけれども、一つの政府責任において、その点をひとつお答えをいただきたい、こう思うのです。

○政府委員(海部俊樹君) 御指摘のとおり、三月に先生からこの問題に関して御質問をいただいたことをきちんと覚えておりますし、また、ただいま御指摘ありましたように、原子力行政懇談会は

三月十八日から二十一回の会合をいたしました、なるべく早く意見がまとまるように、おおむね一年以内ということをお願いしたと記憶いたしておりますが、審議を進めていただいております最中でございます。そして原子力委員会のあり方とか、安全、規制体制のあり方について、いままお議論が煮え詰まりつつある段階でございますので、なるべく早急に結論を出すように努力をしておる最中だ、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

○杉山善太郎君 去る十二月の十二日、つい先であります、科技特の委員会において私は資料要求をしておるわけであり、やはりあなたの補佐官である審議官にお越しをいただいたわけであり、その際、私は委員長にもお願いをしておりますが、そういう意図的なことで要望しておたわけであり、具体的に原子力行政懇に提出された井上私案であるとか有沢私案であるとか、そのほか、やはり各委員の頭脳を意図的に集約された意見書というものが、十に近い原案が出ておると思うのであります。ただ、この中で学術会議の意見書であるとか、総評あるいは消費者、庶民代表という、そういう感覚で出ておる酒井委員の意見書というものが出ておるが、この時点でこの意見書を出しながら、その意見書がやはりこの懇談会の中で有機的に機能をもって消化されていく。そういうような点で、いわゆる酒井の意見書と酒井委員の意見書というもののについては、私は入手しておるけれども、より専門的な問題として、たとえば、いろいろな重要な内容を知りたいと思うのであります。

具体的には、やはり井上私案であるとか、あるいはその他のいろいろな具体的には、これは審議官は、これとこれとこういうような、やはりわれわれがこの会議を進行する方向の中でどうしても知りた、しかし、その懇談会が法律に基づく基づかないにかかわらず、その意見あるいは資料を出しておられる方の同意を得てぜひ資料を出してもらい

たいというふうに出ておるわけでありまして、
が、こういう、時局非常な目まぐるしい中であり
ますから、審議官からのそういうお話があった
かないかは別として、そういう点についてひと
つ、それは委員会を出ておられるけれどもこれは出せ
ないのだという、そういう慣行があるいはあつた
としたならば、今後はやはり三木内閣のもとでは
変えてもらいたい、こういうことを強く要求する
ものであります、どうでありますか。

○政府委員(海部俊樹) 御指摘のように、懇談
会の御意見は内閣としては十分に尊重しなければ
ならないのは御指摘のとおりだと思います。

それから、いまおっしゃいました委員の私案に
ついてでございますが、委員の御承諾を得て当委
員会の御要請にこたえようと、いま審議官の方で
努力をしておる最中であるということございま
す。

○杉山善太郎君 私、これは平面的にとらえて
おりますけれども、衆議院も参議院だけでは
言いませんけれども、大体日本の科学技術、こ
とに原子力開発問題については行政先行で立法後
追いという形になっておるわけでありま
す。裏を返して言うならば、それはやはり衆議院
にも参議院にも科技特があるのだから、やは
り必要に応じて、設置法を定めるときには内閣委
員会もあるでありますから、そこが機能するよ
うに、あなたたちの勉強が足りないのだというふ
うの反論もあり得るかと思ひますけれども、厳
密に見て、たとえば原子力委員会を代表して、原
子力委員会の委員長は佐々木長官であります
が、井上五郎先生が代理者でありますけれども、
も、そういう方がやはりずっと以前に、毎日新聞
で私案というふうな、むしろそれは井上五郎先生
個人の私案というものが新聞のスクープに出てお
るわけでありまして、そういうような点につ
いて、われわれが原子力船の問題についてもそ
他の流れの問題についても、結局立法は行政の後
追いになっておる。このことは、どちらがいい悪
いという論議は超越して、この科学技術あるいは

エネルギー問題が重要であればあるだけに、十分
ひとつ政府としてもこれを意識して、意図的に留
意してもらいたいということを重ねて要望を申し
上げておきます。

漸次、必要に応じて来ていただきますけれども、
も、もう一つ申し上げておきますが、これは若
干、ものついでになりまして、やはりこの原子力懇談
会といふものが、非常に重要な原子力行政を根本
的に出直して、しかも私が前段申し上げたよう
な、わが国の核分裂型の原子力行政あるいは開発
体制について、一つのを決めておいて理解と
協力を得ますというふうな形では、私は前へ進ま
ないと思ふのであります。どうしても、やはり科
学すべきを科学して、そうしたもののについて国民
が心から、必要なものは必要であるから信頼と合
意を得るような、そういうふうなこの辺で転換を
していかなければ、日本の科学の、ことに原
子力開発によるエネルギー問題は、仮に総合エネ
ルギーの問題の論議の中で六十年代にたとえ六
千キロワットだ。何年か経てもこれはなかなか
か、決めるだけで実際は具体的にやはり地域住民
の抵抗等々を含めて進まないんだ、こういうこと
も付加して申し上げておきますが、これは答弁を
いただかなくてもよいのでありますけれども、
スト権ストの中のやはり専門職が重要であります
ると同時に、私は、これは口が悪いようでありま
すけれども、あれは背骨がひん曲がつてあばら
骨が一本抜けておるわけでありまして、今日の原
子力行政態においても、たとえば、やはり前者に
おいては岩井章君がそれなりの意見を提示され
ておりますけれども、やめておられる。そういうこ
とと、やはりこの原子力懇談会では酒井委員が意
見書を出して、こういう意見書が十分しんしゃく
されて、そういう方向づけの中から議長である有
沢さんがやはり機関を機能して、だれが見てもこ
れは一つの筋だというふうなものを出して、それ
は一つのことを強く要望しておきますから、そ
の点も肝に銘じておいていただきたいと思います

す。これは別に返事をもらわなくてもいいのであ
りますから、記録にとめておいて、将来の問題
として科技特で十分煮詰めていきたいと思ひま
す。

○山田昭範君 海部長官にお伺いいたします。私
も、実は原子力行政、全く素人でございます。全
くその素人の立場でお答えいただいて結構であ
ります。

海部長官は、今後の原子力行政について、要
するに、今後原子力問題というものは日本の将来に
とってどういふふうな位置づけをされるものか、
まず、どういふふうにお考えか、簡単にちよつと
お答えいただきたい。

○政府委員(海部俊樹) 原子力の利用は、やは
り平和目的に限っていくべきだと考えております
し、また、これは大いに利用させていっていい
かないといけないう基本的な考えを私は持つ
ております。

○山田昭範君 私も全く同じ考えでございま
し、しかも石油が全くないうわが国にとりまして
は、この間私はお隣の大臣からお伺いした話です
が、十年後には六千万キロワットの原子力を予定
しておったけれども、四千九百万キロワットにな
ったと、今後の原子力行政、いろいろ問題がある
ということ、今回の法案も出てきたわけござい
ますが、実は、この次の私は内閣委員会でも詳細に
総理大臣にお伺いするということになっておりま
すから、きょうは簡単に海部副長官に基本的な私
の考えをお伝えしておきたいと思ひます。それで
副長官の答弁をいただいております。といいま
すのは、ただいまも出てまいりましたように、この
有沢機関というのに対する期待というものが物
すごく大きいわけですね。先日の内閣委員会にお
きましてもお隣の佐々木長官が、これは私の発言
とございまして、長官の発言をまとめてみ
ますと、どういふふうな発言をしていらつしやいま
す。有沢委員会は原子力行政の基本的な改正案を
つくっている、私たちは批判される立場にあるの
で意見を申し上げる立場にない、まあそういう

ような意味の発言がございました。それから、原
子力行政の抜本的な改正について有沢委員会では
検討中ですので、その結論を待つて具体的に取
組みたい、それで、早ければ十一月ごろあるいは
五十一年予算をめどに一年以内に結論を出したい
と思つて三月十八日にスタートしたと、しかし、実
際はまだおくれぎみになっておる。それから、原
子力開発と規制の問題について質問がありました
のに対して、その点についても有沢委員会で検討
しておりますのでという答弁です。それから、こ
の人が、いつごろ意見書が出るのかと言つと、こ
の問題についてできるだけ結論を出したい、大筋
の方向を出したい、早く出したい、こういうよう
な答弁をしています。それから開発と規制の問題
について、開発と規制というものは、分離するとい
う点についてはアメリカでもそういうふうなや
つておる、したがって当然分離する方向でやるべき
であると思ふがどうかという大臣に対する質問に
対して、この問題については私もそう思つてい
るけれども、有沢委員会の方で結論が出てからは
遅い、有沢機関から結論が出てからは、それを
法律化し予算化していくためには大分先の話にな
る、したがって今回の安全局の設置というものは、
充実すべきものは一日も早く充実にしておきたい、
こういうふうな答弁をされておる。さらに、安
全の問題についてダブルチェックという問題が出
てまいりました。この問題についても、有沢委員
会で現在検討しておりますので、こういううぐあ
い、いま現在の日本の原子力行政といふものは、
先般の「むつ」の問題が起きてから、原
子力委員会という一つの三三機関に匹敵するいわ
ゆる八条機関というのがあるわけですね。ところが、
が、実際は三三機関に匹敵する八条機関である原
子力委員会はたな上げにして、現在はこの有沢委
員会だけが動いておるという感じなんです。

そこで、私はこの有沢委員会というものは一体何
だと、こういう考えを持っておられるわけですが、こ
の有沢委員会に対する期待がそれだけ大きい、大

きければ大きいだけに有沢委員会というものは一体何だということをはっきりさせないと、今後の行政を取り行う上では非常に問題が出てくる。この点について私は先般の委員会で副長官、こういう話をしているわけです。有沢委員会というものは、これは答弁でございましたが、私的な諮問機関である、こういうわけですね。私的な諮問機関というものは一体何だ。その内閣の付属機関なりあるいは総理府の付属機関であるならば、正式のきつと法律に基づいてつくべきじゃないか、国家行政組織法の八条にはちゃんとそのことはうたわ

れておる。当然そういうぐあいにすべきじゃないか、にもかかわらず私的諮問機関としたのは一体どういうわけなんだということ、このことが問題になって、きょうは実は有沢さんにこっちに来てもらいたいといふは言っておいたわけですが、おいでになっていないんです。この私的諮問機関とい

わゆる一般の審議会との違いについて、これは副長官、ここはよく聞いておいてほしいんです。正式な審議会というのは、合議機関そのものの意思が公の権威をもって公表される、一つのまとまった意見として公表されると。ところが懇談会にあっては、これは要するに有沢機関ですね。懇談会にあっては、合議機関としての意思が表明されることなく、出席者の意見が表明されるにとどまる、出席者の意見がただばらばらに表明されるにとどまる。しかも、その懇談会というのは出席者の意見表明または意見の交換の場であるにすぎないとい

うのが政府の公式見解です、これは。要するに、こんないいかげんな、ただ意見の交換の場であるにすぎないような、こういうような懇談会の意見を国が必死になつて——われわれもそうです、われわれの同僚議員でさえ皆期待しているわけですね。こんなことではいいのかわからないの意見なんです。昭和三十六年当時には、そういうような答申を期待するということが当時あったわけ

です。そのときに、当時の池田総理の答弁では、そういうふうな、これは非常に重要な答申をいた

だかなくちやならない、重要な意見をいただかなくちやならない、したがって、やはりそれは法律にすべきだと、私もそう思うというような答弁がありました。しかし、そういうような意味の答弁がこの間から一回も私聞いていない。そういうような意味で、この点について副長官、私詳しく説明したつもりですけれどもどうお考えか、一遍お考えをお伺いしておきたい。

○政府委員(海部俊樹君) これは懇談会の御意見であつても政府が十分尊重しなければならぬのは当然なことだと思つております。

それから、いま原子力委員会のあり方そのものにもいろいろな御意見や御批判があるやに承つておきまして、あの閣議で懇談会を設置いたしますときの気持ちといたしましては、もうできるだけ各界の有識者、学識経験者から広く御意見を承つて、そして、すでに八条機関としてある原子力委員会について、どうしたら国民の理解と納得を得られるようなものに方向づけを持っていくことができるかどうかという意見を承りたい、こういう気持ちでおるわけでありまして、意見書が出ましたならば当然それは尊重していく、そのことは間違ひございません。

○釜山昭範君 副長官ね、あなたのおっしゃっているそのことが国家行政組織法に違反しておるわけですよ。意見書なんて出るわけないんですから、逆に言えば、行政官理庁のいまの公式見解は、さっき言ったように、そういうのをまとめるというのはおかしいと。ですから、私はちゃんとした、きちっとした、いま急にはできませんがやはりそういうふうなきちつと——その前の昭和三十六年のときにも、これは閣議決定でやっぱつくつておるわけですよ。そういうふうな先例もありますから、そこら辺のところについては公式に、これは国民の合意を得るためにも、三条機関あるいは八条機関の組織を検討するにはそれに匹敵する権威あるものでないといかぬわけですね、言うたら。そういうような意味から、やっぱ国家行政組織を檢討するわれわれの立場から言えば、そ

こら辺のところも政府として、これはこういうものなんだ、こういうふうな筋なんだということをごひとも御検討していただきたい。そして、今回の内閣委員会では、正式にそこら辺のところはこう考へておるんだという公式のあれができるようなあれで取り組んでいただきたい、そういうぐあいに思ひます。

私も関連でございまして、このくらいで終わつておきます。副長官、答弁を。

○政府委員(海部俊樹君) 御意見を承りましたので、そのように、この次の内閣委員会にまた御質問があれば、そのときまでに前回のいま御指摘になったいろいろな、ただ単なる意見表明の交換の場であるにすぎないというような認識であるのかどうかという点等も、もう一回きちんとしておきたいと思ひますが、少なくとも、私が先ほどお答え申し上げたように、そういうつもりではなくて、そこで出ます、まあ意見書という言い方がどうかと思ひますが、有沢私案というものが、各委員の御意見を集約したものとしてたたき合ひたいなものでございまして、その懇談会に出されておるとも事実でございまして、その有沢私案について各委員がまた最終的に御意見を述べられれば、その各委員の御意見も十分尊重して一つの意見としてまとめる、それを一年ぐらゐをめどにしておるといふことでありますので、ただ単なる意見の交換だけじゃなくて、いまたたき合ひも出ておるわけでありまして、そういう意味で申し上げましたので、その点だけは御理解をいただきたいと思います。

○小巻敏雄君 副長官にごく簡潔に質問をしておきたいと思ひます。

きょうの審査では、有沢先生初め政府懇談会に出席の方々、いま現に国民の期待を集めて原子力行政の根本について見直しの検討をしておられるということですから、まあそれに関連の深い安全体制の強化という法案審議もある中で、参考人として御出席いただきたいと思つたのですけれども果たすことができていない。そこで副長官にお伺

いをするんですが、この有沢委員会の結論待ちというふうなことで、何もかも問題の解明がいわばこの一点に集約をされておつて、待たされているという関係にあるわけですね。しかし、科技庁としては、一日もなおざりにできず、今日安全規制の問題については、全国の発電所の問題あるいはいまから出発しようとする再処理工場の問題、ここのウランテストがかなり進行して、最終段階のホットテストというふうなところへ差し加かうとしておる。「むつ」は去年の冬になつて凍結された状況になつて以来、いまだ変わらな

い状況で、これも抜本的な見直しとかかわつて具体的な将来の進路を決めよう、という関係にあるわけです。こういうことですから、今日の問題点の解明の中で、どうしても、あなたはいま総理にかわつてここに出席をされて、安全審査の中で問題にされておる問題点、それに対する政府の姿勢というものをひとつ明確にされなければならぬと思ひわけでありまして。

そこで、大山委員会が出された答申とか、これらの問題も承知しておられると思ひますが、これらの提起した問題も政府懇談会の中に継承されて、抜本問題の答弁はここで出すということになつておりますので、今日の状態のどこをどのよう

に改善をすれば、いまのプランを支え、将来への研究開発を支えるだけの安全規制の方向が打ち出されるのかというポイントについてお伺ひをしたい。特に、私の聞くところでは、一つは責任の所在を明確にするという、そういうあり方についてどうしようとしておるのか、もう一つは、「むつ」問題ではしくも明らかになつたように、安全審査会は基本設計だけを審査をしておつて、実際稼働するところまでいきますという、トラブルが起つても、安全性に疑問が出て、たとえば原子炉が欠陥であるというふうなことが明らかになつても、そこについて審査が及んでいないというふうな問題もありますので、基本設計から詳細設計まで、あるいは運転のチェックまで一貫的に規制をする機能が現在の原子力行政に欠けておる

いをするんですが、この有沢委員会の結論待ちというふうなことで、何もかも問題の解明がいわばこの一点に集約をされておつて、待たされているという関係にあるわけですね。しかし、科技庁としては、一日もなおざりにできず、今日安全規制の問題については、全国の発電所の問題あるいはいまから出発しようとする再処理工場の問題、ここのウランテストがかなり進行して、最終段階のホットテストというふうなところへ差し加かうとしておる。「むつ」は去年の冬になつて凍結された状況になつて以来、いまだ変わらな

い状況で、これも抜本的な見直しとかかわつて具体的な将来の進路を決めよう、という関係にあるわけです。こういうことですから、今日の問題点の解明の中で、どうしても、あなたはいま総理にかわつてここに出席をされて、安全審査の中で問題にされておる問題点、それに対する政府の姿勢というものをひとつ明確にされなければならぬと思ひわけでありまして。

そこで、大山委員会が出された答申とか、これらの問題も承知しておられると思ひますが、これらの提起した問題も政府懇談会の中に継承されて、抜本問題の答弁はここで出すということになつておりますので、今日の状態のどこをどのよう

に改善をすれば、いまのプランを支え、将来への研究開発を支えるだけの安全規制の方向が打ち出されるのかというポイントについてお伺ひをしたい。特に、私の聞くところでは、一つは責任の所在を明確にするという、そういうあり方についてどうしようとしておるのか、もう一つは、「むつ」問題ではしくも明らかになつたように、安全審査会は基本設計だけを審査をしておつて、実際稼働するところまでいきますという、トラブルが起つても、安全性に疑問が出て、たとえば原子炉が欠陥であるというふうなことが明らかになつても、そこについて審査が及んでいないというふうな問題もありますので、基本設計から詳細設計まで、あるいは運転のチェックまで一貫的に規制をする機能が現在の原子力行政に欠けておる

いをするんですが、この有沢委員会の結論待ちというふうなことで、何もかも問題の解明がいわばこの一点に集約をされておつて、待たされているという関係にあるわけですね。しかし、科技庁としては、一日もなおざりにできず、今日安全規制の問題については、全国の発電所の問題あるいはいまから出発しようとする再処理工場の問題、ここのウランテストがかなり進行して、最終段階のホットテストというふうなところへ差し加かうとしておる。「むつ」は去年の冬になつて凍結された状況になつて以来、いまだ変わらな

い状況で、これも抜本的な見直しとかかわつて具体的な将来の進路を決めよう、という関係にあるわけです。こういうことですから、今日の問題点の解明の中で、どうしても、あなたはいま総理にかわつてここに出席をされて、安全審査の中で問題にされておる問題点、それに対する政府の姿勢というものをひとつ明確にされなければならぬと思ひわけでありまして。

んじやないかという二つの問題があるかと思うんですけれども、この二つの問題をめぐって、いま出されておる有沢委員会をめぐる私案の意味と、これを政府がどう受けとめておるのかというようなことを話していただきたい。

○政府委員(海部俊樹君) 御指摘の問題につきましては、これは、いままでに懇談会の委員の先生方、意見を申し述べていただいておりますなかでございまして、その結論といえますか、意見が出てくるのを待って検討させていただきます、こう考えます。

○小巻敏雄君 それは、具体的には有沢案もあれば対案もあるという状況だということは伝え聞いておりますけれども、二つの問題が柱になっておる。一つは責任所在を明確にする問題であり、一つはいままでのばらばら行政に一貫性を与える問題である。この二つの柱については明確になっておるんじやないですか、どうですか。

○政府委員(海部俊樹君) 原子力に対する国民の皆さんの信頼を確保しなきゃならぬ、そのためにおっしゃる責任体制を明らかにしなければならぬという点は、私はそのとおりだと思います。○小巻敏雄君 そこが中心の問題になっておるといことは、そのとおりだと言われたわけですが、安全チェックの一貫性の問題はどうか、どうですか。

○政府委員(海部俊樹君) それはちょっと専門的なことでありますので、科学技術庁からお答え願いたいと思います。○小巻敏雄君 ちょっと待ってください。科学技術にはまた後ほど伺いますから。

すでに科学技術でも、この問題について科学の委員会等で聞いておるのですけれども、いまこの有沢機関で一体何を討議しておるかということについては、科学技術は被告の立場にあるので、この内容に入って答弁することは差し控えたいというようなこともあり、そういう答弁を長官はしておられますので、この問題については、どうしてもまあ参考人として有沢先生自身に来てもらって聞

かなければならぬと思うのですけれども、あなたは、この政府の直属の懇談会にタッチをされて、この内容については、答弁を受けてこれを実施する責任を持ちながらタッチされてきておるんじやないですか。

○政府委員(海部俊樹君) これは内閣の責任でやっておりますから、答弁を受けてからは、当然その責任で処理しなければならぬと思っております。○小巻敏雄君 それでは、最後にこれだけ聞いておきます。

佐々木長官の説明では、政府はこれは権能のいかににかかわらず、この懇談会の結論は尊重して、これを受けて抜本的な行政上の機構にメスを入れる、場合によれば原子力委員会のあり方自身について見直しの手を加えるというようなことをやる決意だということを言われているんですけれども、それは実際には答えが出るのが来年の何月になるか、それを受けてまた政治ベースで検討すれば、短くて三年、長ければどのくらいかかるか、というようなことも言われておりますから、どうしても必要なことは、一方ではその間に、一日もこの安全の問題はなおざりにできない現実が進行しておるわけですから、これに対する政府が機関の結論を受けた姿勢というものは聞かれるところであるわけです。長いし遅いですが、三年五年といううなことは、日々解決しなければならぬ問題がある。こちらについて、結論を受けた後の政府の実行責任についてのあなたの決意を聞いて質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(佐々木武君) 御質問に、私の答弁とちよと違っているような感じがいたしますので、明確にしておきたいんですが、私は、短くて三年、何年かかるかわからぬというふうには申しません。誤解でございまして、抜本的な改正ということになりますと、長ければ三年くらいかかるでしょう。その根拠は、根本的な解決でありますれば、恐らくは規制法そのもの等を変えなければいかぬし、あるいは、場合によりましては電気事

業法とか船舶安全法とか、そういう大法律の中身まで変えるということになりますとこれは大変な問題でございまして、各省の権限の調整やら、あるいはそれを整備して法律化するということになりまして大変な問題でございまして、相当時間かかるでしょう。それを、できたものを国会にかけまして、国会で御審議いただいて批准をしていただくということになりますと、これまた大変な時間がかかりまして、で、予算化の必要がございしますので、次いでまたその予算化の問題も起きますように、できたものがすぐそのまま発動できるかと申し上げますと、やはり原子力委員会の改組ということになりますと原子力委員の任免等がございまして、これらは全部国会マターでございまして、国会で決めなきゃいかぬ事実になります。それから、考えますと、私は相当時間がかかるんじやないか。それで、それが行政として定着して——ここが重大なところなんでありまして、できたからすぐそれでどんどんやれるというものじゃございせん。それが行政として定着して、そして行政機構として国民の納得いくような動きをするためには、やはりそれこれ全部をあわせて考えますと、抜本的な改正ということになりますと、そのくらいかかるんじやないでしょうかと、簡単なもし改革であれば予算にはからなくて済むでしょうということを申し上げたのでありまして、短くて三年、長ければいつまでたつかわからぬといううな、そういう無責任な答弁をしているのでございせん。

○小巻敏雄君 それは後ほど続いてやりますから。終わります。

○杉山善太郎君 佐々木長官、私は、この連合審査会を通してそんなことは言わなくてもいいんじゃないか、そういうふうにも聞かされたかもしれないけれども、要するに、私は核分裂型の原子力開発に対する私自身の基本的な理念、それから基本認識について三つのポイントを申し上げておきました。それはいま科学技術の中で、将来ずっと科

技特のある限り、私の生きておる限りやりますから、そういう点については基本認識はポイントとして持っておいてもいいと思うんです。そこで、具体的には長官就任に当たって、非常に心臓の強い森山長官から、とにかく原子力開発に反対する者は科学技術に挑戦するものである、そう胸を張って言った森山長官の後をあなたは引き受けになったわけでありまして、就任に当たって、私は当時の新聞でこれもいろいろと読んで得た知識でありますけれども、昨年暮れです。ちょうど去年のいま時分であったかと思ひますけれども、あなたは三木内閣のもとにおける閣僚として、三木首相に原子力行政懇談会の早期設置を強く提言をしておられるわけでありまして、そういう事実はあります。当時閣内においては、安全局の新設については懇談会の結論が出てからでもよいのではないかという意見が出ておった。これは私は新聞で傍受してその新聞をここに持っておりますが、でありますから、筋論としていけば、いま小巻委員から海部副長官に対してこれだというやりとりもありましたけれども、そういう経過があったのですからどうですか。その点について、これは私は新聞で傍受していることでありまして、けれども、あなた自身が——森山長官の事柄はよいことですが、私は森山語録というものをつくっておりますが、やめられたんですから死人にむち打つことはやめておきましょう。だけれども、あなたは跡を継がれてこう言っておられるわけでありまして、その点ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐々木武君) 簡略にお答えしますが、閣議の席上で、おっしゃるような、いまのような、行政改革の懇談会の結論を待つて、その上で安全局をつくったかどうかといううな議論はございせんでした。ただ、そういう閣議の席上じゃなしに、そういう企てもあるのであれば、それができた上でやたらどうかという意見もそれは一般的にあつたことは事実でございまして、閣議の席上ではございせんけれども、しかし、いつ

ぞやも申し上げましたように、この問題はなぜ急いだかと申しますと、去年のちょうど暮れ、いまころでございしますが、新内閣ができてまして各原子力発電を誘致しております、建設をします県の知事さん、八県ばかりの知事さんが集まりまして懇談会を開いたこともございします。私は、この各現場の意向というものを大変重く考えまして、その知事さんたちはどういう意見だったかと申しますと、「むづ」の問題が発生して、地方自治体の責任者としては大変今後原子力発電を進める上において苦しい。そこで、政府は抜本改正はまずまずとして、ともかくにも、単に口頭で責任を持って解決しますとかいうことではなしに、具体的にこうしますぞという事例をはっきりひとつ出して下さい、そうしませんと自分たちとしては今後なかなかこの問題を進めるに困難をいたしますという強い実情は希望がございました。要望がございました。もっともなことでないでしょうか、ちょうど閣議で一切緊縮財政の折から新設の行政官庁、局、部はつくらないという決定をしたばかりでございしたけれども、そのあくる日でございしたか、私は知事さん皆さんの意向を申し上げまして、こういうことでこれは新内閣としては、エネルギーの解決の問題、重要な問題でございしますから、ぜひひとつ安全局というものを例外としてつくって、そうして中央の責任体制なり、あるいは安全審査の充実ということを、万全じゃないにしても、まず一歩でもひとつ充実して、そうして地方の要望にこたえるのが内閣の使命じゃないかという点を何回も繰り返しまして、そうしてできたのがこの安全局でございします。したがって、閣議でそういう発言があったわけでもないのですけれども、しかし、真相は私が申し上げましたような、現実的に客観的な必要やむを得ざる要請の具現としてこの安全局が生まれたものだというふうに御解釈いただければ大変ありがたいと思います。

○杉山善太郎君 平面的にとらえて、いまあなたのおっしゃっているそのことで安全局が悪いということではないんです。私は、基本認識とやはり理念について、何といつてもやはり五つの柱が必要だと。そのトップ、その大黒柱は、言うならば広い意味の安全第一主義でいくと。そういう意味で、行政の中であるいは原子力あるいは科技の中で、あるいはいま内閣委員会で苦悩して、やがて結論をお出しになるんでしようけれども、この安全局に関する、そのものの新設が悪いとかいいとかというのは、安全局は、よりまし論からいけばあつてしかるべきでありますし、それが有効に国民の信頼と合意を得るに値する、そういう名実ともに冠たる安全局というものができるかどうかという問題については、あなたもお認めになつておられるように、なるほど閣議の中でそういう安全局の問題をあなたが強く押し出しておられる、懇談会もあなたが森山さんの後を受けて三木内閣になつてから強く進言しておられるということは、それなりに私は評価しておるのです。であります。が、筋論からいけば、いまでも問題になつておるうちに、また、こういう連合審査会が、本来ならば窓口は内閣委員会でありまうけれども、事の申身はやはり安全局設置に関する問題で将来に歴史の尾を引く一つの出発点になるのでありますから私は申し上げておくのであります。であります。ますから、私の主観といひますか、私の主張からいいますれば、当然、原子力行政の抜本的な見直しを懇談会で行い、その責任問題を明確にしてから安全局の新設の提案があつて、相当なしかるべき予算というものを、こう葉張りでなくしてたふりつけてやるということが筋論であるということ、私は今日の時点でも主張しております。

私、きょうは田島委員と、有沢機関のキャップである、船長ですか、有沢広巳さんと、それから向坊隆さんと青木賢一さんとを、参考人としていたんですが、どうしても御都合が悪いという形でこれはやむを得ませんのであります。そこで、原子力行政の抜本的な見直しを行政懇談会で行い、責任を明確にしてから安全局の新設の提案であるならば筋論として通ると、そういうふうな理解しておるわけでありまうから、この関連で行政の根本の見直しについて、なかなか懇談会の状況、先ほど海部副長官は、私の承知しておるところでは十九回であると思ひますけれども、二十回に及んでなおかつ年が暮れて延々として来年に及ぶというふうな、そういう経過をたどつておられますので、これは長官と、実際の行政懇談会が充足して以来、このやがて座長は有沢さんでありますけれども、各委員もそれなりにあります。委員は酒井委員がやめて一人欠員になつておりますけれども、総括してこの事務局的な役割りを、便宜的であるか、それが順序であるか別として、生田局長がやっておられるでしょう。私の言わんとするところを、ばくら素人なんだからあなたたちは受けとめて、長官からと、それから手際よく局長からもお答えをいただきたい、こう思うんです。

○政府委員(生田豊朗君) お答え申し上げます。事務局でございしますが、先生御承知のうちに、これは内閣が事務局をいたしておりますので、内閣審議室が各省庁の協力を得て庶務を行うということになつておりますので、私は内閣審議室に御協力するという立場でいろいろ仕事をさしていただいております。そういう立場で御答弁申し上げますので、お許しいただきたいと思ひます。

まず、先生御質問のほうです。二十回、実は二十一回でございしますが、審議をしていていまだに結論が出ないではないかという御質問でございしますが、詳しく御説明させていただきますと思ひますが、実は先生御承知のように、この懇談会の発足のときに委員をお願いいたしました十四人の先生の中には、たとえば有沢先生でございしますと、田島先生、向坊先生というふうな原子力行政に非常に詳しい先生もいらつしますが、それと同時に、一般的な学識経験においては非常にすぐれておられますが、必ずしも原子力行政の実態あるいはそれについての知識を十分にお持ち合

せでないような先生もかなり多数おられます。一方、原子力行政の機構は非常に複雑でございします。で、特に専門家でない方の先生に原子力行政の実態あるいは問題点を十分御理解いただきませんと、なかなか具体的な審議に入れないということもございしたので、当初、二回の間私も御説明申し上げましたし、関係の各省庁からも原子力行政の実態あるいは問題点につきまして事務的な御説明を申し上げました。その後、各原子力関係の各界の代表の方から、それぞれ現状の説明なり、御意見を伺うということになりまして、これを数回続けたわけでございします。その中の一つをいたしまして、先ほど先生からお話がございした原子力委員長代理の井上五郎先生も御意見を述べになりましたし、電力業界の代表あるいは原子力メーカの方の代表、さらに消費者の代表、その他各界から御意見を伺いました。全漁連とかあるいは労働組合の代表の御意見も伺つたわけでございします。そういういろいろの勉強会のようなものを相当長期間続けまして、それが九月ごろまで続いたわけでございします。ですから、何と申しますか、二十一回、もうすでに九月審議をやつておるではないかというおしかりを受けるわけでございしますけれども、実際にこの具体的な案につきま

しての審議が始まりましたのは十月の九日だったと思ひますが、第十五回には有沢先生が有沢私案というものを提出になりました。それから初めて具体的な審議に入つたわけでございします。で、非常に長期間審議はいたしておりますけれども、具体的な内容につきましては討論と申しますか、審議と申しますか、その段階に入りましたのは十月からでございします。したがって、その後、有沢私案をたたき台にいたしまして、現在まで約二カ月でございしますが、六回にわたりまして審議を行つております。

現在のところ、有沢私案に出されました問題点につきまして、それぞれの委員の方から御意見を伺つておる段階でございしますが、その問題点と申しますと、有沢私案をお読みになりましたので大

体御承知かとも思いますが、一つは、現在一つにまとまっております原子力委員会を有沢私案では二つに分けるということになっております。その私案におきましては、原子力委員会と原子力規制委員会に分けるということになっております。しかも、その二つに分けました委員会が有機的な関連を失わないように、原子力規制委員会の委員長が同時に原子力委員会の委員を兼ねるという形になっております。これが有沢私案の非常に大きな特徴でございます。それが出されましたわけでございますが、ほかの委員の先生から、果たしてそういう形がいいのだろうか、もっとその二つの委員会を峻別した方がいいのではないかという御意見もございまして、あるいは逆に、やはり委員会を二つに分けた場合にいろいろ運用上問題が出るのではないか、むしろ一つの方がいいのではないかとというような反対の御意見も出ております。

その二つに分けました委員会があるいは規制委員会の委員長でございまして、有沢私案におきましては、この委員長をどういう方にするかということについては具体的に触れませんが、委員長のあり方としては、現在のようには、国務大臣である科学技術庁長官が委員長を兼ねます場合、あるいは別のケースといたしまして国務大臣でない一般の学識経験者が委員長になる場合というものもいろいろあるということで、それぞれにつきましても、有沢私案では結論を出していません。したがって、その点についての議論がいろいろの御意見が出ております。

それから第二は、原子力委員会あるいは規制委員会の委員長でございまして、有沢私案におきましては、この委員長をどういう方にするかということについては具体的に触れませんが、委員長のあり方としては、現在のようには、国務大臣である科学技術庁長官が委員長を兼ねます場合、あるいは別のケースといたしまして国務大臣でない一般の学識経験者が委員長になる場合というものもいろいろあるということで、それぞれにつきましても、有沢私案では結論を出していません。したがって、その点についての議論がいろいろの御意見が出ております。

その二つに分けました委員会があるいは規制委員会の委員長でございまして、有沢私案におきましては、この委員長をどういう方にするかということについては具体的に触れませんが、委員長のあり方としては、現在のようには、国務大臣である科学技術庁長官が委員長を兼ねます場合、あるいは別のケースといたしまして国務大臣でない一般の学識経験者が委員長になる場合というものもいろいろあるということで、それぞれにつきましても、有沢私案では結論を出していません。したがって、その点についての議論がいろいろの御意見が出ております。

それから第三は、三審目には事務局の問題でございまして、有沢私案におきましては新しい原子力委員会あるいは原子力規制委員会の事務局につきましても、必ずしも明確な結論を出していません。原子力委員会につきましても、一般の行政事務から機能的に独立した事務局を持つべきであるという書き方になっておりますし、原子力規制委員会につきましても、その委員の手足となるべきスタ

ッフの事務局を持つべきであるというように書き方になっておりますが、抽象的な書き方でございまして、これを具体的にどういうふうにした方がいいのかという点について、これもまたさまざまな御意見が出ております。

大体そういうところが主な問題点でございまして、実はそのほかに、この委員の方の中には、地方自治体の代表といたしまして福島県の知事と敦賀の市長と、この二人が入っております。この二人が入られました目的の一つは、特に原子力行政におきまして国と地方自治体との関係につきましていろいろの御意見を伺いたいという点でございまして、その点につきましてはまだほとんど議論に入っておりません。その他公聴会でございまして、あるいは電調審でございまして、そういう関連いたします手続につきましてもほとんど議論に入っておりません。

そういう段階でございまして、先ほど大臣から、あるいは海部副長官からも御答弁がございましたように、有沢私案をたたき台にして議論が始まりましてから約二カ月でございまして、ただいま申し上げましたような問題点につきましても、非常に幅の広い——幅の広いと申しますのは、そのそれぞれの委員の方の御意見の違いが大きいという意味でございまして、そういう幅の広い御意見が出されておまして、ただいま議論をだんだん詰めていっているという段階でございまして。

半島、太平洋上における漂流であって、いつも言うことではありませんけれども、その当時、いい悪いは別として、田中総理はカナダにおったんです。カナダはかなり原子力問題についていろいろありますけれども、あなたの国ではいま原子力船が漂流しておるじゃありませんか。そのときに田中総理が帰ってきて言ったことは、これはまさに政府の政治的責任だということ、それからその経過はどういう内容か私どもはからくりはわかりませんけれども、鈴木善幸さんが青森に飛んで、杉山漁民連合会長等々を含めて、この原子力事業団であるとか何とかというもののなかから、とにかく根本的に出直そうということ、やはりこの法律に根拠あるないにかかわらず、日本の総合エネルギーの中に、石油等、原子力にしても、いづれにしても、位置づけをして、それについてこれを進めるためには、原子力のやっぱりの行政と開発体制というものが、国民の合意と信頼を得るに値する方向にいかないという、政財界の御協力を願いますとか、あるいは御理解を願いますという春秋の政府の行政ベースの用語だけじゃだめですぞというのを私は言っているわけでありまして、それで、大体あれでしょう、酒井総評副議長が意見書を出したんですが、どうもやはりこの有沢私案のたたき台の中には片りんだけ——身をもつてやめるためにやめたんじゃないんですよ、意見書というものは書いてあるんだから。そういうものがせめても加味されるということをお願いしながらやめていって。その後に、たとえばいま安全と規制という問題について、現在の原子力委員会が、原子力の開発の研究とか規制とかという面で、安全という方向の面についてはやはり一つの、名前はそれが安全局であろうと規制委員会であろうと、行政的な性格を持ったところのや、公正取引委員会のような行政委員会的な性格を持った委員会をつくるべきである。これは私は中身はよく存じませんが、有沢私案の対案として、やはり田中前原子力委員、それから向

坂堯さん、それから電気労働者の労働者、電気を操作して放射能を浴びながら苦勞して働いておる大衆のその電気労働組合の連合会の事務局長の青木さんと、もう一人これは伏見さんとかいわれた大阪大学の教授だと思えますけれども、四名の方で大体意図的な対案ではなくて、原子力の開発を少なくとも本當の正常な姿に位置づけるためにそういう一つの対案が出てくるはずなんです。そういうことのポイントと、とにかく長官から、その対案は出しておるはずでありますから、それはあつたけれども、実際は対案としては出ていないんだと——だから私はこの前の科技特のとにかく委員会では、安仁屋審議官ですか、そういうものについて、これはとにかく機密だとか、それは民主公開の原則からいって、原子力開発に関する限りはどうしてもこれは出してもらわなければならないのだかなければならぬですよ。もし出せないとするならば、原子力基本法の精神に反するから、根本的に原子力基本法をやはり立法の場で変えなければならぬというまでに私はこの問題については心配しているわけでありまして。その辺のところをひとつ、大体いま局長の話はわかりましたけれども、ポイントとして、どうも私の納得がいきませんから、長官からひとつ話してみたい。だいた

る側に立つ機関がみずから立案してということになりますと、これはあるいは公正を欠くようになるかもしれませんしということ、原子力委員会としては、業務は業務としてただいまどんどん進めております。先ほどのお話で、いま原子力委員会は全然何もしておらぬなということこれはおかしい話で、いやしくも原子力委員会の委員長でございますから、一年間に何をやったとて答えるといえど即座に答えます。大変仕事をしております。決して休んでいるわけじゃございません。そうじゃなくて、いまの行政の問題に関しては、自分自体の機関を含めて批判されつつある新しい体制をつくるとうのでございいますから、私も自分が自分の意見を、その新しい立案をしていく機関に任せていまして、そして自分の主義主張を述べるということになりますと、もしこれが不正な判断の基礎になったりいたしますと、大変これは日本の将来にとって憂えるべきことだと思ひまして、むしろそういう問題は、私もとしては、井上委員長代理が私案として出したものはあるようでございいますけれども、原子力委員会自体として、われわれはこう考えるんだということとは、少なくとも委員長としてはそれはいけないということ、慎重でおるのでございまして、したがって、有沢機関で出されている各資料は私は十分承知しております。したがって、それをまた出す出さぬは原子力委員会の権限にあらずして、内閣の懇談会自体の問題でございまして、先ほど、きのうでございましたか、おとといでございましたか、説明がございましたように、懇談会の委員の皆さんの了承を得れば、その各懇談会の委員の資料はお出ししようといふ内閣の担当官からお答えあったようでございまして、私はその方とどう解決するか、それは私もそのことではございませぬからわかりませぬけれども、少なくとも私どもの意見といたしましては、そういう態度で終始しております。したがって、別に懇談会の委員の資料を出し流るとか、あるいは出すのを妨害するとかいふ意図は毛頭ございませぬ。もし内閣

で懇談会の委員の御意向で、出してもよろしいという御意向であるならば、恐らく内閣の責任者、担当者はこれを出すのでありましようし、私もいたしましては、それに対して直接関係持っていないので、公開の原則に反するとか反さぬとかという問題は、私も機関としては別に批判を受ける覚えはないというふうに考えております。

○杉山善太郎君 先ほど、これはよけいな前文句だったと思ひますけれども、また重要なことである。あなたの方、森山長官の後を受けて三木総理のやはり國務大臣として、科学技術担当の長官として、そういうときに閣議をへられず、あなたは大体官僚コースから、そして政治家で大臣になつておられるのですから、そういう流れと春秋の論理からいって、いみじくも私はそれを評価します。原子力行政懇談会をつくつてほしいと、そして安全局をつくるということについて提言をされておられるでしょう。そういうことが実つて、中身の評価は別の問題として、やはり発想して機能しておるわけですから、そういう段階において、本来ならば、きょうは各委員が御都合があつたと思ひますけれども、私は委員部を通して、ただし科技特だけではこれは何だから、連合審査であるから、いづれにしてもまず第一に、田島委員外、申し上げたように向坂さんと伏見康治さんと青木賢一さんを、どうしてもこの場に來てもらつて、やはり対案というものを示してもらいたいと、こういうことを言つておるわけでありまして、何かあなたは、自分は科学技術庁の長官であり原子力委員会の長であるけれども、これは別なことであるからと、よけて通るやうに聞こえますけれども、これは時間は食いますからいいんでありますけれども、ただ、申し上げておきます。私は内閣総理大臣の諮問機関、法律に基づくものだったからと、聞いてみたら百幾つかあります。そのほかに、この「内閣総理大臣の諮問機関（法律等に基づかないもの）」——該当するものなし。下記のものは参考」というかつこうで、実

は法律に基づかざるものとして最も必要なものがある。原子力行政懇談会と、すでに大山答申が「むつ」問題について出ておられるから、これは答申ができたのでありますからまあセミの抜けがらで、これで終わったものでありますから、これは昭和五十年の五月十六日に廃止と、こうなつておりますが、先ほど海部副長官がおつたときに御質問があつたやうに、こういう重要なものは、当然法律に基づく委員会という位置づけをしていかないと、いま大体七月が十一月になり、十一月がとにかく来年になり、これはとにかくじかに借金がないんだと、ずうつとどうにかつこうでいくことだといふふうには思ふんであり、私もその理解は、いま基本認識や理念を申し上げたやうに、法律に基づくことと基づくまいと、原子力開発というものを日本の大切なエネルギー代替としていくならば、安全第一で十分進めていくべきである、と、そして国民の合意と信頼を得るまでにはいかなければいかぬといふことを繰り返して申しておるわけでありますから、これはもういいであります。その真意を承りたいと思ひますが、重ねて、きょうは安仁屋審議官も来ておられますが、私の残余も零時四十三分までしか時間がありませんから先へ進めておきますけれども、答弁は要りません。理の大切なところ刀であり、補佐官でありますから、とにかく出すべき資料は出してください。そして、いま申し上げたやうな四方の、意図的な反対のための対案じゃないと思ひます。これらの四方は権威者であらうと思ひます。これらにこれを原子力開発に位置づけて、開発と規制と二つに分けるならば、やっぱり開発を十分に進めていくといふことと規制といふことも、安全の方がいんです。そうするならば、この安全局というものが、これは結局内閣の委員会です。結果が出るでございませうけれども、出たとするならば、いまの原子力委員会の事務局というものは

はどういうふうになつておるか知りませんが、この安全局、やがて公取委員会に匹敵する行政委員会として出た安全局のところに一つの事務的な性格を持つてくるのではないかと、これは推定であります。これは重要でありますから、そういう意味で出せる資料は御本人に聞いて出したいだきたいといふやうに、これはお答えをいただかなくても、そういうことを強く要望要求し、意見も含めておきますから、その点をひとつ記録に書いてもらつておられますから、しっかりとお願いいたします。

それから次へ進みますが、これは時間がありませんが、重要なポイントで、これはちよつと圧巻のやうでありますけれども、あえて申し上げます。

開発と規制と二つに分けてみても、あるいは井上私案のやうに一段と権能を明確にしてみても、つまるところは政策、行政といふものと政治の姿勢といふものが問題になる中身だと思ひます。したがって、原子力行政を振り返つてみて、アメリカの原子力潜水艦、その中でソードフィッシュ号の佐世保港の異常放射能事件があつたでしよう。それにおける原子力委員会や政府の態度、科学技術庁のこれは過去のことでありましよう。それから、日本分析化学のデータ捏造事件もありました。また相次ぐ汚職事件など、また「むつ」問題や原子力開発の不正な状況など、共通して言えることは、公開、自主、民主の三つの原則不在、そして大企業の方に顔を向けた行政の姿勢にこれは問題があるといふやうに私は見ております。で、これから先々も国民の安全をこの次にして、企業の利益を優先するやうな開発は、日本の本當の省資源、そして日本の食糧問題とかエネルギー問題が大きな政治課題として評価されておられる時点においては十分考へてもらいたい。安全局をつくる責任体制は明確にしてあるから大丈夫である、安全局が今度できると、こういう体制ができたからもう安全は大丈夫だということには、

それはどの立場に立っても言い切れるものじゃないと思ひますが、この点について原子力行政を振り返つてみて、いろいろな事件があつたということを感じ返して、ただし、今日の時点では、内閣委員会で先国会以来、とにかく廃案になつたけれども、再び若干の予算が閣議をしてついてきておる法案でありますから、この安全局というものがどう機能していくかということを含めて簡潔にひとつお答えいただきたい、こう思うのです。あとどういふことがあつた、こういうことがあつたといふことの弁解は要りませんけれども、あつたことは事実として、やはり私は将来のためにこれはポイントとして記録しておきたいと、こう思うのです。これは長官からお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐々木義武君) 原子力局を分けまして、二つの原子力局と安全局に分けました理由は、しばしば申し上げましたように、現在より一層安全審査、検査に対する責任を明確化し、かつ内容を充実するという事で、とりあへずの措置といたしましてこういう安全局の新設をいたすようにお願いしております。ただし、抜本的な改正をやつた場合に、どういふ抜本的な改正になるかまだいまのところわかりませんので、そういう際にはこの安全局はその抜本的な改正になるようでありまして、これは大要将来に禍根を残すわけではございません、しかし、いままで内閣の懇談会で御審議になつてゐる最中にこの安全局が国会の御審議を受けているのでございますから、それは大要ディスタンプしてゐるのだと、前進じやなくてディスタンプするのだといふことでありますれば、これはもちろん撤回する方がよろしいと思ひます。しかし、そういうことは全然ございせん。むしろ、一刻も早く充実してくださいと、その方が今後のためだといふ御意見こそあれ、そういうものは今後の機構整備の上において非常に邪魔になるという話は一つもございせんので、私はやはりこの際、一刻も早くこういう安全局のような機構をつくりまして、そして責任体制の明

確化と内容の充実を図つていくべきぢやなからうかと。繰り返して申し上げましたように、この機構は単に軽水炉の安全そのものばかり見るのぢやなくて、核防衛、大要また問題になつてきておりますが、核防衛を仮に批准したときに、その査察をいままでの国連機関ぢやなくて、日本の機関で自主的にやるようになりますので、そういう点も整備する、どこでやるかといふ事と、この安全局以外にないのでございまして、あるいはフィジカルプロジェクトと称して最近非常に問題になつておりますブルトニウムとか、濃縮ウランがもし盗難等で治安攪乱等に使われた場合に一体どうなんだと、それが一体それを見守つていくのだと、これは国が多面的にそんなものを見ないといふ事と、一本でこれを見ていなくといふことは、これは参議院の内閣委員会でも繰り返して繰り返して御議論のあつたところでございまして、それをどこでやるかと。いまあるかといふ事と、安全局を強化いたしましてそういう機能を持たす以外にないのでございまして、そういう点を考えますと、私は決して軽水炉の安全の問題だけぢやなしに、発電炉の問題だけなしに、いろいろ諸問題もありまして、あわせてこの際安全局といふものをつくつて充実したらどうか、こういう趣旨でございまして、御理解いただければ大要ありがたいと存じます。

○杉山善太郎君 時間がありませんので先に進みまするけれども、ずばり申し上げまして、開発と規制といふ事か、まあ安全といふものに二つのスタッフをつくつてみて、現在の原子力委員会と、そしてそのもとにおけるやはり安全局ですか、そのスタッフが、人員構成からいって、ある一定の関係の方々がおられると思ひます。そして、安全局ができれば、その原子力局から安全局といふものができて、そしていろいろと人事の入れかえはあろうと思ひますけれども、それが外の側から見ても、形式的には安全局ができたといつても、結局これは中間的存在なんですよ。なぜかならば、本当にその原子力行政懇談会が法律的

な根拠を持つと持つまいと、必要に応じて存在をしておるのでありますから、やはり有沢私案はたたき合つたあつても、またその対案であるところの田島先生以下の対案があつても、いずれ時間をかけて結論が出た場合については、やはりそういうことを展望の上で、ごく最近の将来を考へてみるならば、いまの安全局といふものは、これは古くして新しい言葉で、やはり急がば回れといふ論理からいっても、急ぐために急がなくてもいいんだといふ私の意見であります、これはお答えいただかなくてもいいのであります。

そこで、先へ進みます、あと時間も幾らもありませんから。これは紋切り型でありますけれども、実は私は百二十分という用意をしておりますけれども、三分の一にも及びませんけれども、重要なポイントでありまして、私はこの点について大体私の持ち時間が終わると思ひますけれども、私は新潟県地方選出であります、柏崎の刈羽、柏崎の二つの市・村にわたるこの原発の問題についてであります、やっぱり私はこれを見ておきますが、柏崎原発計画安全審査について、これは、実はやめられました原子力委員会の常任的な役割を持つておりました山田太郎委員が、窓口ではなかつたのでありますけれども、二十名の代表が来て、この考え方である、われわれは、これをぶつつけるといふ形ではなくて、まあ原子力問題に関心を持つての全国の反対体制の中で、少なくとも、その原子力発電所の立地の地盤が劣悪である、地震予知地帯になつておるのだ、であるからこの点について宣言するんだといふか、こつて持つてきておるのでありますから、私はこれを読み上げておきます。

原子力委員会、原子力安全専門審査会は、五月二十三日、「第二〇部会」(柏崎部会)を設置した。

かつて、「電気が不足するから原子力発電所が必要である」「原子力発電は、石油火力発電に比較して安価であり経済的である」「原子力

発電は実用段階であり、絶対に安全である」と宣伝され、原発建設は国策であるといわれていた。

しかし、現在、全国各地の原子力発電所は、事故や故障続きでまともに運転されてない。このことは、昭和四十九年度の各原発の稼働率がきわめて悪いことが何よりもよく示している。(関西電力 美浜原発一・三、東京電力 福島原発一・二、日本原子力発電 敦賀原発一・四、四八%以上電気事業連合発表) さらに、軽水炉型原発共通の致命的欠陥がますます明らかになつてきている。すなわち、沸騰水型(BWR)は、一次冷却水のバイパス回路や緊急炉心冷却装置(ECCS)の応力腐蝕割れと、大出力化にともない顕著になる原子炉心の燃料集合体の破損である。

また、加圧水型原発(PWR)は、蒸気発生装置に減肉現象や穴あき現象を起し、すべて運転を停止している。さらに美浜二号原発(PWR)では、福島二号原発(BWR)同様、燃料棒の曲がりや破損事故が起き停止している。

このように、原子力発電所の安全性や経済性はすべて破綻している。

また、高度経済成長政策の失敗の手直しのため、原子力発電所建設の必要性も緊急性をなくしている。

さらに、原子力船、むつ、は、国の原子力行政の無責任さを余すところなく全国民の前に晒し続けている。

重要なことは、原子力発電所も原子力船も、いずれも原子力委員会や原子力安全専門審査委員会が安全であると判断を下しているにもかかわらず、事故や故障が起きていることである。

このことは、原子力委員会や原子力安全専門審査委員会がいかに無能力、無責任であるかを如実に示している。

柏崎では、昨年来から、原発予定地の地盤が劣悪であること、東京電力が数値をねつ造し、また、資料の書き換えをしていることが暴露さ

れている。東京電力はこれまで五回にわたって炉心位置を変更している。しかも最後の炉心位置の変更は、昨年七月四日に施行された電源開発調整審議会の認可後になされている。すなわち、電源開発調整審議会の決定の後に安全審査がなれることが原発建設の順序ならば、未だ柏崎原発計画は電源開発調整審議会の決定すらされておらず、形式的にも安全審査は始められないものである。

いま、原子力委員会や原子炉安全専門審査会がなすべきことは、これまで行なってきたことの責任をとることであり、断じて計画を進めることではない。具体的には、現在起きている各地の原発の事故の原因を明らかにすべきである。実用炉であるならば、運転実績を全国民の前に示すことである。これが国民に対する責任である。決して事故の原因をあいまいにして計画を先に進めるべきでない。

このことをなくして、原子力委員会、原子炉安全専門審査会の第一二〇部会は、柏崎原発計画の安全審査をする資格はないし、また、能力もないものと断言する。

我々は、計画を進めるための公聴会開催を認めない。

我々は、柏崎原発計画の安全審査の無効を宣言する。

と、こういうふうに、これは一九七五年六月二十五日付であります。が、「原発反対 柏崎・刈羽を守る会連合」、これは、柏崎というのは柏崎市であります。刈羽というのはいわゆる刈羽村であります。これは市と村にまたがった連合体の中で、原発反対同盟でいろいろ名前がついておられますけれども、十一団体でこれが構成されておるわけであり、すなわち「柏崎原発反対同盟代表」云々ということになります。これは山田三郎委員長が原子力委員会の常任的な立場におられたときに、二十名の代表がこれを、とにかく受ける受けないの論議は別として、こういう事実があるということ、なぜ私がこの時点で——まあ時間がありませんから申し上げて

おきますというのと、本当にみんな、たとえば森山長官が胸を張って、原子力開発は国策である、原子力開発に反対するものは科学に挑戦するものであると言ってみても、既成事実はまだこう方なくあるということ、さらに私は申し添えておきますが、たとえばあの四国電力の伊方の一号炉においては、やはり何か金属の巻尺で試運転中に故障があったということ、それとは別に二号炉、一号炉、そういうような問題について民主、自主、公開の原則の中で、何々を出してもいいというのかっこうで行政訴訟を起こし、地裁、高裁でもこれは出しなさいというのかっこうで、そして、これは廃止してくれということについて、来年の一月、高等裁判所は現地調査をするということになっております。が、柏崎の場合は、安全ということについて、これは本当に石油やガスがたきさん出ている地層で非常に複雑でありますので、これはあなたの方でも相当に重視をいただかないと、これは非常に、後から行政訴訟というものが敢然として起きてくる。全国的に見て、原発立地の中で地盤が悪劣である、しかもそのことは重要である。柏崎がいかに悪いのか、これは田中さんにも関係のある問題であります。実際において、いま一号炉百十キロワットだけではなくて、八基八百八十キロワットという集中的な、日本に冠たる原子力発電所が充足されておるのでありますから、一号炉だけを何とかかんとかして、とにかく位置づけたということだけでは済まされない重大な問題でありますので、あれを思い、これを思い、非常に私は重大だということを言つて、きょうはこれで終わって、あとは科技特に譲ります。

いずれにいたしましても、いまの問題について、非常にあれでしょう。これはだれが書いたかという点については、本当に学者がだれも書いたものでもないです。この地域住民の、五つの団体の人たちが身にちなんだ切々と、図書館に通い、大学の先生の意見などを聞いて、ある事実についてこういふ——その出し方がどうあろうと、

意見書であろうと宣言であらうと、これはやはり科学技術庁の中では、ことに安全局ができるというそういう展望の中では、十分ひとつ留意してもらいたいということ、私はこれに關する関連の若干の答弁をいただきたいということ、それから、これは蛇足ではありませんが、改めて質問いたしますけれども、私の三つの意見の中に、十分な国家予算を動員しても、科学技術庁と文部省、あるいは学術会議の知能を動員しての核融合開発会議についてはいまだどういふぐあいになっておるんだと。そういうことを私は新聞で見ているんですけれども、やはりまだ種は成長するのではありませんから、そういうものも簡潔に答えていただきたい。

私はこれで質問を終わりますから、どうか二点について答えてください。

○政府委員(生田豊朗君) まず第一点の、柏崎の原子力発電所の設置許可申請につきましてでございますが、先生のおっしゃいましたようなことで申請が出されておりました、現在安全専門審査会の第百二十部会におきまして安全審査中でございます。特に御指摘の地盤の問題でございますが、これは非常に重要な問題でございますので、私も地盤関係の審査に非常に重点を置きました。この百二十部会の中に三つのグループを設けておりますが、そのCグループを地盤地震関係を専門に担当するグループということにいたしました。地盤地震関係の専門家を集めてまして審査を行っております。審査の主要な点といたしましては、まず第一に、炉心を置きます予定地の岩盤が地震の起きたときを考えたとしても原子炉を十分に支えるだけの強さがあるかどうかという点、それから第二に、その敷地及び敷地周辺の地形あるいは地質の構造上から見まして、山津波とか地すべり、あるいは被害が発生するおそれがあるかないかという点が第二点、それから第三点は、地層の状態から見まして敷地に影響を及ぼすような断層があるかどうか。これは、断層の問題が先生御承知のように提示されておりますので、この断層の

問題を審査する。この三点が主な点でございますが、かような次第でございます。特に地盤問題は最大の問題かと思っておりますので、重点を置きたい。いま入念に審査をいたしております。

それから、第二点の御質問の核融合でございますけれども、特にわが国におきまして将来のエネルギーとして核融合が非常に重要であるという認識につきましては、私も先生の御指摘と全く同じでございます。核融合はまだ世界的に実験段階でございますので、わが国におきまして、原子力研究所だけではございませんで各大学でそれぞれ研究を続けております。これから次第に大きな試験設備の建設に取りかかるわけでございますが、特に原子力研究所が行っておりますトカマク型の核融合の研究開発と、その他各大学で行っております研究開発、これをそれぞれ、てんでんばらばらに行われませんように、十分連絡調整をいたしまして研究開発が行われますように考えまして、原子力委員会に核融合会議というものを設けて、これは私も文部省と協力しましてその庶務をいたすわけでございますが、原子力研究所のほかに、関係の各大学の先生あるいは各界の研究者、専門家を集めて、先般第一回の会合をいたしました。今後適時開催いたしまして、特にわが国におきます核融合の連絡調整、総合的な研究開発の推進というのを、その会議を使いまして進めてまいりたい、かように考えております。

○杉山善太郎君 長官何とか言ってください。それは局長が言っても、長官が当然あれでしょう。

○国務大臣(佐々木義武君) ただいまの柏崎の審査の状況並びに核融合の研究段階の進め方、進捗状況等に關しましては、ただいま局長からお話しのとおりでございます。

○杉山善太郎君 終わります。

○委員長(加藤武徳君) 午前の審査はこの程度にいたしまして休憩いたし、午後は一時十分に再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時十八分開会

〔科学技術振興対策特別委員長 中尾辰義君 委員長席に着く〕

○委員長代理(中尾辰義君) ただいまから、内閣委員会、科学技術振興対策特別委員会連合審査会を再開いたします。

午後の連合審査会の会議は私が主宰をいたします。

休憩前に引き続き、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○源田実君 何分にも素人でございますので、的外れの質問がちょいちょい出るかと思いますが、そういうときはよろしくひとつ御教示をお願いしたいと思っております。

まずエネルギー問題。人類が当面しておる核戦争とまたエネルギー問題。核戦争は人間の努力で防ぐことができます。しかしながら、エネルギー問題は、努力してもあるいは解決できないかもしれないという不安があると思っております。そこでエネルギーの今後の供給、供給構造についてお伺いしたいと思っておりますが、それは二、三年や五年の問題ではどうにもならないので長期的な約三十年ぐらい、十年から三十年ぐらいの見当にわたって、エネルギーの供給構造がどういふぐあいに変化していくか、この問題についてお伺いしたいと思っております。それで、時間の節約のために、知るところをわざわざお聞きするようなことはなるべく避けたいと思っております。したがって、ここで私が申し上げますが、実は五十年の七月二十四日付の科学技術会議のエネルギー科学技術部会、この報告にあります、この「要約」の中で、第七表技術水準というのがありますが、その中で一九八五年の供給の構造が、総計一億五千万キロワットのところ、そのうちの約半分が原子力利用技術ということになり、それから紀元二〇〇〇年には

二億キロワットのところの半分がやっぱり原子力に依存する、こういうぐあいになっております。この問題はそのまま解釈して、そのまま、少しの変化はあるとしても大体こんなふうに行くものと理解していいものでしょうか、これひとつ。

○政府委員(安尾俊君) ただいま先生の御指摘でございます。技術水準目標は、これは科学技術会議のエネルギー技術部会がことしの夏、まあ一応今後の研究開発の目標としてつくったものでございまして、これは技術のシステムの確立、いわゆるトータルシステムの考えでやっております。エネルギーの供給関係につきましては、単に技術面だけではなくていろいろの面もございまして、一応現在の技術を見、今後努力すればこれだけの技術開発ができると、こういう目標でございまして、

○源田実君 大体そういうところだろうと思っております。今後の十年後あるいは紀元二〇〇〇年のときに、いまのままの社会の成長率を続けたら大体幾らのエネルギーが必要であるというふうな見通しについているわけですね。あのね、総量でなくてもいいんです。私が求めるところはこの比率が知りたいんです、一番大きな問題は。

○政府委員(安尾俊君) 技術面からいたしますと、先ほど先生が御指摘ございましたように、一九八五年の段階におきましては、総エネルギーといたしまして、石油換算でございまして、一億五千万キロワットのものに對しまして、原子力が最も多く約八千万キロワット相当になります。続きまして、依然として石炭利用、これは新しい技術でございまして、それによつて千四百萬キロワットというものがまあ供給に貢献し得る技術水準の目標となっております。なお二〇〇〇年には、二億四千万キロワットに對しまして原子力が一億五千万キロワットに對しまして、石油換算で二千八百万キロワット、こう

いうふうなことになるております。なおそのほか、二〇〇〇年代になりますと、地熱利用技術等によりまして約千六百万キロワットのものが供給し得るであろう、こういうふうな目標になっております。

○源田実君 結局、原子力がほとんど半分以上、四分の三ぐらいまで占めるという予想でございまして、その原子力のもとになるウランが、実はたしか地球上のいま自由圏で持つておる確認埋蔵量が百九十万トンか何かという書類——さつき持つておったんだけれども、どこへ行つたかわからぬ。そういうふうなぐあいに覚えておるんですが、大体そのくらいに見当つていいんですか、確認埋蔵量、ウラン。

○政府委員(生田豊朗君) 埋蔵量でございまして、けれども、価格がどのくらいであるかによりまして違つてまいります。つまり鉱石の価格をかなり高く見込みますと、それだけ開発可能な鉱量がふえてくるわけでございまして、価格と埋蔵量とはある程度関数関係になるわけでございまして、一応現在のところの調査といたしまして一ポンド十ドル以下で探掘できる確認埋蔵量、これが約百二十万ショートトンということになっております。

○源田実君 そうすると、八五年ないし二〇〇〇年ころのこれだけのエネルギーを原子力で供給するとすると、そのもとになるウランの原鉱に對していまのままで不足するんじゃないかと考えています。それは何かほかに手があるんですか。

○政府委員(生田豊朗君) ただいまも申し上げましたように、一ポンド十ドル以下で探掘できる確認埋蔵量が約百二十万ショートトンでございまして、それに対して、自由世界の一九八五年までの累積需要量が約九十万ショートトンというところでございまして、まだ若干余裕はございます。それからもう一点は、今後の天然ウランの価格の見通しでございまして、今後は天然ウランの価格は超えておまして、今後二十ドルあるいは三十ドルになるだろうということが予想されてお

りますので、それに伴ひまして確認埋蔵量がかなりふえてまいらると思つております。たとえば海底には相当のウランの埋蔵があるということが専門家の間で確認されておりますので、海底の鉱物資源の開発ができれば、これはかなり埋蔵量としてもふえてまいらるかと考えております。それからもう一つは、現在まだ研究開発の初期の段階でございまして、海水の中に入つておるウランを採取するというのをわが国でも研究を開始しておりますので、そういう方法も別途ございまして、

○源田実君 そうすると、もしファーストブリーダーが、これが実用に供されて、燃料が非常に有効に使えるという場合には、いままでの確認埋蔵量を何倍ぐらゐに考えればよいという予想ですか、とにかく何倍に燃料が使えるかと、在来のはに比べて。

○政府委員(生田豊朗君) ただいま現在の軽水炉を前提にして御説明申し上げたわけでございまして、ただいま先生御指摘の高速増殖炉が実用化段階に入りますと、ごく簡単に申しますと、新しいウラン資源が発見されなくても、そのプルトニウムで循環させますことによりまして資源的には天然ウラン資源の制約から解放されるということでございますので、何倍と申しますよりも、高速増殖炉の実用化段階に入りました後は、ウラン資源の埋蔵量と原子力の利用の規模との関連は、その資源の側からの制約がなくなるというふうな考えでよろしいかと思つております。

○源田実君 制約がなくなるということは、結局心配要らぬと、こういう意味ですね。そうすると、ここであつたお伺いしたいんですが、それはこの中にはかの要素として地熱の利用技術、太陽エネルギーの利用技術、まあ石炭や天然ガスはいままでわかつておるわけですね。しかし、これはほんのわずかなものである。石炭はちよつとある。しかしながら、この石炭は新しい使い方があつたら、地熱の利用、これはいままで学者とか偉い人がいろいろこういふぐあいに使えて

言っておるんですが、本当にそれやって差し支えないものであるかどうか。これは私はどういふことを言いたいかというところ、これでよろういふて実行に移してみると、いろんな点にぐあいの悪いところが出てきて、やれ賠償はどうやってくれるんだ、公害問題どう処理してくれるんだと、予想しなかった問題が起きる。ところが、この地熱の利用で私が言いたいことは、日本は火山国で温泉が非常に多いんですが、非常に深いところから掘られるらしいんですが、そういうことをやったら場合に日本の温泉に影響はないのかと。たとえば別府なら別府、まあいまごろ大分沸かしておるけれども、別府なんかは余り沸かしてないですね。沸かすにしてもエネルギーが要る。しかし、別府なら別府の温泉がこの地熱発電を利用したために湯の温度が下がるとか、湯が出なくなつたといふようなことに対しては、見通しはどういうぐあいになつておるか、それについては、そんなことはないんだと、したがって、全国の温泉旅館が共同して国家に対してわれわれの生活をどうやってくれるんだと言つて抗議を申し込むようなことは、これだけの発電をやつてもそういう問題は全然起きないといふような、そういう見通しはついておりますか、どうですか。

○政府委員(安尾俊君) ただいまの先生の御質問でございますが、これは地殻内におきます温泉の水脈の連結状態等いろいろ変わるかと思ひます。恐らくそういう地熱発電をするようなところでは、事前にそういう点を調査の上設置される、こういうふうな考慮次第でございますが、なお、温泉への影響だけでなく、地熱発電所をつくりますと、建設に伴ひまして樹木を伐採して環境、自然景観を破壊するとか、あるいは熱水あるいは蒸気中に重金属が含まれていたりとか、あるいは硫化水素が含まれて大気汚染を起こすとか、あるいは排水に重金属あるいは酸性等の濃いものがございまして、周りの植物に被害を与えると、そういうふうないろんな問題がございしますので、そういう点も含めまして地熱発電の場合は慎重に建設を考えなければいけない、こういうふうな考慮しております。

○源田実君 この問題は、実はそういうことをやってみてから、いままです予想しないような障害が出てきて、それで計画はいつもとんざするところじやないかと思ひます。しかし、これは地熱の方はいま言ったようなことでしよう。ところが、通産省でやっておられる海水からウランを採取するというその問題のときに、あの書類を見ますと、黒潮を利用する、それから鳴門海峡の潮を利用するとか、そういうことはまあやらなければいけないと思ふのです。ところが、鳴門海峡の潮を利用した場合には、あの瀬戸内海あたりのタイは非常にいい。それから潮が早いものだから魚が非常に多い。ところが、もし鳴門海峡にある手段を加えた場合に、彼らの回遊路が変わつてくる。そうすると、あの内海から土佐沖、紀州沖、この一帯にかけた漁民の生活が非常に困るというのは陸奥湾どころぢやない、ひどい問題に陥らないとも限らないといふ心配を私はしておるんですよ。そういう問題については、これは通産省でしような、十分に御研究になつておるのかどうか、それをひとつ伺ひたいです。

○説明員(山本幸助君) ただいまの先生の御質問にお答え申し上げます。先生おっしゃいましたように、海水からウランをとる問題につきましては、昨年から通産省といひまして予算をとりまして、すでにその実験の実施に入つておりますが、その内容は、現在やつておりますのはどのようにして海水からウランを吸着できるか、非常に微量に含まれていたわけでございますので、その吸着をどうやったら本格的にできるかといふことの試験でございまして、このために発電所から出る温排水を利用して、そこにドラムかんみいたいのをつけますので、その吸着をするという実験に取りかかつております。こういう実験が成功した暁には、いま先

生おっしゃいましたような海流を利用するとか、あるいは潮汐式——潮の満ち干の力を利用する方法とか、あるいは海水中に漂流させる方法とか、海水のモを集めて、その中に非常にウランが濃縮されますので、そういう方法とか、種々実用的な方法をさらに研究したいと思つております。その際におきましては、先生のおっしゃいましたように、それによつて漁業とか、あるいは船舶の航行とか、そういうところの影響がないといふことを十分に注意して考えていきたいと思つております。

○源田実君 こういう問題は、いま地球上の生物環境が破壊されておる、その生物環境を破壊したのはだれであるかといふと、人間なんです。人間が知恵があるつもりで実は大して知恵がなく、それで簡単に自然破壊をやる。たとえば、南米のアマゾンとか、あるいはアルゼンチンあたりの大きな川における何とかが、人間が入ると瞬間に人間なんかを寄つてたかつて食うあの食肉魚がおりますね、ピラニアとか何とかがいふ魚。そういう魚は確かにみんな好かない。ところが、それよりもなおワニが危いといふので、向こうにおるのはアリゲーターといふので、そのアリゲーターを片っ端から撃ち殺した、人間が。そうしたら、いまの魚がむちゃくちゃにふえて、あのあたりの牧場の人が、この前も言つたんですが、川を渡るときに、牛や馬とか、そういうものを連れて川を渡つておるんだが、それが渡れなくなつた。もう牛が川に行つて水を飲むとすると、牛の舌がすぐ食いとられるというやうな惨たんたる状況を起こしたことがある。そういうやうに、予想しない障害が出ると思ふんです。したがひまして、私はこういう問題を、いままでのわれわれの先祖及びわれわれ自身が非常な過ちを犯してきておるんであつて、そういう過ちを今後極力少なくする、ゼロにはできないでしょうが少なくするため、今度できる安全局というの、今度すぐはなかなかそうはいかないでしょう、人員の関係も。しかし、そういう問題に対する検討もひとつやっていただきたいと思ふんですが、それにはまた別

なものをつくつてやらなければならぬか、それともいまの安全局をもつと大きくして、その中でそういう問題も処理できるかどうか。いまの魚の問題じゃないですよ、原子力に関する問題。これは長官のお考えをひとつお聞きしたいと思ふんです。

○国務大臣(佐々木義武君) 正確なお答えになるかどうか、間違つておれば御訂正いただきたいんですが、すけれども、いわゆる放射線の、特に低レベルの放射線が人類にどういふ影響を与えるかといふのは、非常に学問的にも、それから実地的にもむずかしい問題になつておりました。各国ではそれぞれ大変な力を入れてまして勉強中でございます。わが方でも、いまの御質問は放射線に対する配慮、特にアズ、ロー、アズ、ブラック、カプルといふ、できるだけ少なくという原則がございまして、ICRPでございまして、世界の放射線の許容量等を定める国際機関がございまして、たまたまそこて決めました量をはるかに下回つた、たとえば百分の一とかいふやうなオーダーにこれを下げまして、そしてその目標を越してはいけないといふ非常に厳格な監視あるいは許可基準をつくりまして、ただいま施行中でございます。日本が一番世界で低い数値を押さえてやつておる最中でございまして、それでもまだ満足できませんので、さらにそれを低めることができないかといふことで一生懸命はやつておるところでございます。うかといふ問題、これはまだまだ研究の余地があると思ひますけれども、少なくともいまの段階では世界で一番低い、これであればという非常に低い数値で進めておりますので、まあその担当局はどこかと申しますと、この安全局が主管いたしまして、それぞれ機関の監視をするわけでございまして、どうもお答えになつたかどうか知りませんが、○源田実君 これは、こういういままでにわかつていない問題で、突発と言われないまでも予想しない障害が起きる。そういう問題の研究は、科学技

術に関する限りはやっぱり科学技術が担当してやられるべきではないかと思うんです。

それで、これは御返事は特にいただかなくてもいいんですが、私は科学技術で、われわれも応援しますから、総合的なそういういまの環境破壊、環境庁の問題とは違っている科学技術によって環境が破壊されていく、それで生物の生存する循環系統——私の言う循環系統は人間の血液の回りを言うのじゃないのであって、生物の循環ですね。要するに太陽熱が元であって、その太陽熱によって植物がでえ、できた植物を草食動物が食う、それを食肉類が食う。その食肉類は、こいつが死んだら、これが腐棄物とか死体は、これがまたこの土の中に入って、そうして分解されて、これが植物の養分になる。この循環を自然はやっておるわけです。それを途中でいまだ切断しつづけるのが人類である。その人類が、要するにこんなことを実は長い目で見たらやっていると云うのです。そういうもの、それが公害というとなんですが、結局この問題を研究するのはやっぱり科学技術じゃないかと思うのです。したがってそういう面に、いますぐはできないと思ひます。しかしながら、いずれにしてもこれはやらなきゃならない問題であるから、ひとつ積極的に取り組んでいただきたい。これをまずお願いいたしますわけでありませう。

それから次に、先ほどお尋ねしましたように、結局、原子力以外にはない。それも、いまのところ核融合は今世紀末とかいうことがよく言われまされども、あるいはいろいろな雑誌なんか見たり、それから新聞を見ますと、急に目鼻が付きそうだなという希望の記事も出ています。しかし、いろんな人に聞いてみて、まず今世紀末でなければ目鼻がつかないだろうというように聞いておるのです。ところが、それも今世紀末にいうべきでないかもしれない。そうすると、そのときは非常な人類に対する危機がくるのじゃないかと思うのです。もうウラン資源も相当減ってくる、石油はもうなくなつておる、石炭は残つておるけれどもこ

いつをどう処理するか。しかし日本にはもうありません。そういう非常な危機がくるのですが、もし、いま石油がなくなつて、そうしてこの原子力開発というものが思うようにいかなかった場合に、極端な例を言えば、原子力は余り開発されないまま、いまのまま、そうして石油に依存しておる、その石油がほとんど入らなくなった場合、この日本の人口を一体どのくらい支えることができるのかどうか、これは科学技術、どういふような見当をつけておられますか。いま一億一千万の人間を支えるのに手があるのかどうか、エネルギー的に見て。

○政府委員(生田豊朗君) 正確な計算はいたしておりませんが、現在の人口が支えられないことはきわめて明白でございます。エネルギー関係の専門家の試算が幾つかございますけれども、その中の一つとして私が覚えておりますのは、明治時代初期の人口、大体三千万でございますが、三千万程度まで人口を減らさないと、先生がおっしゃったような状況では国民の生活が維持できないという試算が一つございます。

○源田実君 この問題はほとんど日本のマスメディアでも余り取り上げられていないし、そうして原子力に対する反対は非常に多いのです。しかしながら、エネルギーがなくなつたときのこの悲劇というものについてはほとんど言われていないのです。これはアメリカの例の水素爆弾をつくったテラー博士、エドワード・テラー、この人が大將で、相当な科学者が三十二名か、連署でこれを発表しております。いまの一番大きな最大の公害はエネルギーがなくなることである、この問題を一体どう処理するのか、これが人類が当面しておる最大の問題である。したがって、いま私は、こういう問題についても、われわれももちろんやらなきゃいけません、代用エネルギーが原子力以外に全然ないといふれば、原子力をどうしてもやらなきゃいけない。そのためには、PRのみならず、いまの安全局なんかうんと拡充して、そうして絶対安心できる——絶対はやめます、絶対

安心できるということとはまあないのでね。まずまず安心できる、いままでのエネルギーに比べればはるかに安全であるという程度までこの安全管理を進めていく必要があると思ふんです。そういう点は科学技術庁かどうかわからぬけれども、科学技術庁の方で何か研究されておりますか、それをどうやって推進するか。いま反対ばかりなんです、どこへ行つても。

○国務大臣(佐々木武義君) 原子力の安全問題に関しまして、広く言えらるるような問題がありますけれども、特にたまたま問題になっているのは、軽水炉を中心とした原子力発電所あるいは原子力船、原子炉と申しますか、でございます。したがって、当面は軽水炉自体が安全なものかどうかという点が一番焦点なわけでございます。これには、いま詳しい話はやめさせていただきます、軽水炉そのものが安全であるための研究というのが一番重要だと思ひますし、また安全だということを検査、審査をしてレッテルを張つて、その権威がそう言えればこれは安全なものであるという信頼を持った官庁体制と申しますか、をつくるのが二番目、しかし、それだけでいまのような日本の特殊な原子力風土というものが是正されるかといひますと、そうはいきませんので、やはり安全だといふことを国民が理解し支持するような素地をつくらなければいかぬと思ひますので、そういう面に対する方策をどうするか、大体この三つに分かれると思ひます。

そこで、一番初めの研究問題でございますけれども、これは源田先生には釈迦に説法のように恐縮でございますけれども、非常にシンガポールな人は、軽水炉が爆発するように爆発しないかといううなとんでもない恐怖を持っておる人がおられます、これはもちろん論外でございますが、しからば軽水炉自体が安全かどうかという詰めた議論で、重大な事故が起こるか、あるいは仮想的な事故が起こるかどうかという問題が大きく一つあるわけでございます。それは源田先生も御存じのように、去年の十月でございますが、アメリカ

のAECでラスムッセンの報告書を出して、そして非常に他のものに比して安全度の極度に高いものだといふ結論が出ていますけれども、それを世界の各国に配りまして、世界各國からそれに対する反論なり注意事項を集めて、ことしの十月にその改訂版と申しますか、出しました。これによりまして、そういう重大事故あるいは仮想事故というのはほとんど起こり得ないという結論が出ております。従来、いままでも軽水炉ではそういう事故というものは一回もなかったわけでございます。今後あり得るかということが論点でございますけれども、いま申しましたように全然そういうことは考えられぬということで、何が問題かというと、そういう重大事故がなくて、したがって、大衆を殺傷するとかあるいは環境を汚染するとかというそういうことじゃなくて、炉自体におけるいろいろな故障、材料的な故障とか、あるいは機械的な故障と申しますか、工学的な故障と申しますか、ということで、極端に言えば何の機械にもあり得るような故障が、ピンホールができたとか、あるいはネジが緩んだとかいったようなことで放射線が出てくる。そういう事故はまだ未熟な技術でございますからたくさんございますけれども、しかし、それ自体は本質的な問題でないのではありません、ただいま、だんだんそういうことのないようにあらゆる面で詰めている最中でございますから、この点は私は解決していくんじゃないかと思ひます。したがって、軽水炉としては安全問題というのは大分世界的にも煮詰まつてきていますし、日本でも余り遠い将来でなしにこの問題は解決が付き、また国民の皆様に理解できる時期が来るんじゃないかと、これはもちろん手放しでそうは言えませんが、お話しのように、原子力安全局ができたあるいは機構改革になったり、あるいは、たまたま電力会社あるいは研究所、メーカー、あらゆる機関が全部力を合わせてその解決に総動員をかけてやっている最中でございますので、やがて解決がつくんじゃない

かろうかと実は思っております。

○源田実君 たいだいまラッシュセン報告を長官から言われたんですが、これを見ると、全く原子炉というものは非常に安全なものだというのがここへはつきり出ております。これはほかのやつは、統計があつて、実験事故があつたからその事故数から危険率を出してある。原子炉の方は事故がない、フェータル事故ですね、人命に關する事故がなかったものだから、こいつは本當の推定である。そうすると、ないものだから、他のいかなるものに比べても一番事故が少ない。これは御存じだから私が一々ここで言う必要はないと思うんですがね。極端な例を言いますと、自動車が一番危なくて四千人に一人、一年間に。飛行機なんというものは危ないものだと思つておられるけれども、はるかに自動車より安全で、十万人に一人、それからトルネード、これは少し危ないけれどもやっぱ二百万人に一人、ところが原子炉のアクシデン

ありませんから。

ただ、廃棄物の処理ですが、廃棄物、やつぱりこれは危ない、明らかに危ない。ことにいろんな廃棄物——これは廃棄物じゃない、生産物。原子炉でできるプルトニウムが、これが今後十年間に全世界で約一千トンできると、これは英國の外務大臣ですか、これが言つておられるわけですね。そうすると、このプルトニウムというものは非常に毒性が強いそうですね。何でも一グラムの数十万分の一で人間一人を殺せるというほど、それほどの強い毒性を持つておる、それが一千トンも地球上に生産されるといふことになる、これは大変な毒性を持つておる。もちろん爆弾にも使える。こういう問題については、いまだどういふ手があるかというのを私がここで聞きしても、まあやつておられるかもしれないが、これは私が要望したいことは、單に日本においてこの管理を一〇〇%の嚴重な管理を行うのみならず、それこそ全世界の核利用をやつておる國に呼びかけ、そうして核防条約に入つておる國が入つていまいが、あらゆる國を通じて、この問題に対する最も嚴重な管理を國際的機関でやるということがもう絶対必要だと思ひます。ほんのわずかの心得者がちよいと手に入れただけで大変なことが起る、こういうことが予想されるので、この量は何でも、この新聞、これはおとといの新聞ですが、ジャパンタイムスに載つておるのを見ると、ともかく地球を數回にわたつて打ち壊すだけの力があるそうですね。あの長崎へ落としたのは、私はちょうど大村におつてあの爆弾、目の前に見たんです。ところがあれが、あれほどの大爆弾を起したのがわずかに十六キロです。十六キロらしい。これは一千トンなんです。したがつて、この問題については、さしあたり安全局ではもちろんその問題についてやつていただかなきゃならぬけれども、全体、國內的にも國際的にも、ひとつ政府として、これは単に希望じゃなくて、現実に、すぐ来年からでもこちらでインシアチブをとつて、こういう問題が処理できるような処置を講じていただきたい。こ

れは、すぐやりますということば言つていただきたいんですが、できるかどうかすぐは簡単に言えないんですが、長官の御意思のほどを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(佐々木義武君) 實は、この高レベルの廃棄物とか、プルトニウムとか、高濃縮ウランとかいふものの管理というのが一番重要な問題でございまして、今度できる安全局の一番大きい柱として、ちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、最も重要な仕事の一つになることは事實でございまして、また、お話しのように日本だけでそれをやるものじゃなくて、やはり國際的にこの問題を処理するといふことが一番重要でございまして、私はウイーンの國連機關の責任者が日本へ訪れるたびに、ひとつ國連でこの會議を持つて、今後さらに過さないように、人類の過ちないようにこの問題を進めてもらいたいという忠告と申しますか、お願いをしております。

いまの高レベルの廃棄物の処理はどうするかという問題に關しましては、先生も御承知のように、ガラス固形化してこれを処理しようという研究がたゞだいたし進んでまいりましたので、これが完成いたしましたれば、いままでの処理のしやうがないという考え方に対しては、まあ一つの大きい回答になるかと思ひますけれども、しかし、その処理ができたからそれでよろしいかという問題でなくて、次から次にそれは出ていくわけでございますから、プルトニウムなり高濃縮ウランなりあるいは高レベルの廃棄物などの管理、運搬あるいは貯蔵、盗難予防といったような問題は、今後一番重要な問題として扱つていきたいと思つて、せつかくいまやつてゐる最中でござい

す。

○源田実君 もう時間もございせんから、あとちよつとだけ。
實はやつぱりいろいろな問題になる、明らかに危険なものは廃棄物ですね。その廃棄物の処理については、これは処理を誤ると、それこそ原子力利用に非常な障害になる。いまその廃棄物の処

理をどういふぐあいによつておられるのか、この点はわかり切つたようなことを聞くようですが、ちよつと教えていただきたい。

○政府委員(生田豊朗君) まず低レベルの固体廃棄物でございませうけれども、これは現在ドラムかんに詰めまして、発電所の敷地内に保管いたしております。今後の方向といたしまして海洋投棄でございまして、海洋投棄の試験投棄を、できるだけ早い時期、一応五十二年度を予定いたしておりますけれども、いたしまして、それが成功いたしました後は、海洋投棄を主体といたしまして、それに現在と同じような陸地の保管を組み合わせたという形でまいりたいというふうに考えております。

それから、ただいま大臣からも御答弁がありました高レベルの廃棄物でございまして、これは世界的に見まして、処理処分の方法がまだ開發段階にございまして。現在の方向といたしましては、ガラス状にいたしますいわゆるガラス固化をいたしまして、これを永久保管するといふ方向で各國検討いたしております。アメリカあるいはヨーロッパのように、古い岩塩層がございまして岩塩の廃坑があります國におきましては、その岩塩の廃坑の中にこの高レベルのガラス化した廃棄物を入れて保管するといふことも検討されてゐるやうでございまして、わが國の場合はそういうものがございせんので、別途の方法を考えなければいけないと思ひます。ソ連は非常に広い國土でございまして、その発電所の周辺の土地に埋めてゐるというやうな資料もございまして、それぞれ國によりましていろいろな方法があるかと思ひますので、今後とも十分各國の情勢等も考えまして検討してまいりたいと思つております。

○源田実君 この廃棄物についても、海洋投棄をいま言われたんですが、これについても、さつき環境破壊の問題で申し上げたように、これはやつてしまつたら、ことに海の中に入れたらもう回収できないです。したがつて、よほどよく検討した上で実行していただきたい。七たび考へて一度行

えということですが、この分は七たびじやなくて七十回考えて一度行うぐらいのもりでひとつお願いしたいと思うのです。

そこで私は、夢のような話ですが、私は学者じやないけれども一つの着想を持っておる。着想というのは、絶対大丈夫な方法になるだろうと思うのですよ、やってみないとわからぬけれども、というの、こういう廃棄物をどこに置いたって、地球の岩塩坑の中に入れてどこへ置こうが、非常な大きな地震とか何と起きたら、そういう場合どこへ出てくるかわからないと思う。ところがもう絶対出てこない方法がある。それはどういふことかという、この間、十一月月のサイエンス・フィク・アメリカンにおもしろいことが載っておるんです。このことじやないです。しかし、要するに太平洋でも大西洋でもみなあるんですが、地球の中から出てくるマグマがそこそこ山脈をつくっておる。その山脈から出たのが、太平洋の場合は、アメリカの西海岸から日本付近まで来るのに大体一億年ぐらいかかるそうなんです。それで、日本海溝付近で地球の中に向かっ四十五度くらいの角度で中へ入っておる。そうすると、中へ入るとこれはマグマの中へ入ってしまふわけなんです。これがまた出てくるまでには一億年か二億年あるいは十億年ぐらいかかるのでその間にはもう人間は始末がついておるから公害もへたたくれもないだろうと思う。もう絶対大丈夫な方法です。そういう同じ投棄するにしてもいまの地球のマグマの中に入っていくというやうなところ、これを見つけてそこへ投棄すれば絶対安全な方法になると思うのです。これがまあ一つ。

それからもう一つは、日本ではいま人工衛星の研究もすぐ軍事利用するんじゃないかというの、なかなか制限を受けて、本当の意味の地球の中のいろいろな資源の探査とか、宇宙開発でも十分でないんです。ところが、これは私は、やっぱり人類を救うためにこれが必要である。人工衛星をもっと発達させ、あるいはアメリカなりほかの国と共同してよろしい、人工衛星によって、スペース・シャトルで廃棄物を一遍スペースに運んで、その人工衛星に乗せてそこから太陽に向かって打ち込むということをやるとこれまた絶対大丈夫。宇宙空間を汚すことがないんですよ。太陽の中に入っていく。そういう方法も、これは夢のような話ですが、そのうちにやるんだらうと思うのです、日本がぐずぐずしているとはかの国が。したがって、こういう問題を、私は命令者じやないからそうえらうに言えないのですが、しかしほかにあると思うのです。絶対大丈夫な方法、そういうものについてひとつ今後とも相当な大規模な研究をひとつ進めるようにしていただきたい。そのためにはいろいろの予算も何も要するでしょう。私なんかそういう問題のためには及ばずながら力を尽くして援助したいと考えます。

余り勝手なことばかり申し上げましたが、これで私の質問を時間来ましたので終わります。

○國務大臣(佐々木義武君) 大変ありがたい御指示を得まして感謝申し上げております。

一番初めに御提示ありました地球エコロジーの問題で、言われてみますと、なるほど空中汚染といえば空中汚染だけ、あるいは海洋汚染という海洋汚染の海洋汚染だけ、あるいは森林を切ったそれが生態にどういふ影響を及ぼすかといったこと、あるいは地中のバクテリア等がいまの農業等どうなるかといったような問題をやる人はそれぞれ進んでいこうと、全部その分野だけでずつと進んでいこうと、これはやっぱりとして全部まとめて大きく見る必要があるんじゃないか、大変どうもいままのお話で感銘を受けて、そういう面をもう少し研究してみたいと思います。やるんではあるが科学技術庁は一番本当はそういう面では適当なところと存じますので、いまライフサイエンスなんたものをやっておりますけれども、それはそれといたしましてやっぱりそういうエコロジーの問題は一番当面重要な問題のようでごいますから研究してみたいと思います。

○塩田啓典君 それでは、時間非常に限られて

おりますので御答弁も簡潔にお願いしたいと思いますが、まず最初に、安全局を設置する法案の審議でございまして、安全という問題について科学技術庁長官としてはどう考えておるのか。と申しますのは、安全といつても一〇〇%の安全というものは余り世の中にはないんじゃないかと思うのです。そういう意味で、原子力施設の建設にはどの程度の安全を長官としては目指しているのか、これを聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐々木義武君) 原子力の安全の中で、原子力の種類はたくさんあるわけでごいいますが、いま一番問題になっておりますのは軽水炉の安全問題でございまして、この問題は、さつきもお話し申し上げましたように、安全とは一体何ぞやという問題になってきますと大変解釈もむづかしい解釈になります。私も、少なくともさつき申しましたように爆弾とか何とかといったようなものではございませぬし、それから、重大事故あるいは想像事故のような、第三者に被害を加える、あるいは環境を汚染するといったようなことはまずまずないということ、これはさつきの源田先生のお話のように、ラスムッセン報告を見ますと明瞭であります。また、いままでそういうことは軽水炉に關してはございませぬ。いま現在、世界では発電炉は四百七十くらいでございまして、建設中の分も合せて、海の軽水炉はもっと多いはずでございまして、それくらいありましてまだそういう事故は起きておりませぬ。したがって安全という問題は、そういう安全の問題よりも、むしろ故障が起きて、そして原子炉から放射線が漏れた、しかし早期発見装置全部完備してありますから、すぐ炉をとめてそれを補修するといふ、こういう事故がございまして、これは日本でもたくさん起きておりますが、しかし、それは炉をとめて修理をしてまた動かすわけでごいまして、この問題がいわば安全という問題の中に入るかどうが大変私には問題だと思ひますが、しかし国民一般から見ますと、そういう故障でも炉をとめるんじゃないかということであれば、これはやっ

ぱり普通の機械の運転中止と同様には考えないわけでごいまして、そういう問題がないように、絶無にするように、そういう小さい故障でもないようにするのが私どもの務めかと存じております。いまは、繰り返して申すようでごいませけれども、そういう小さい故障を起こさぬのはどうしたらよろしいかという点に実は最大のエネルギーを注いで研究を進めている最中でございまして、それが、いわば安全研究の問題でございまして、安全研究が進んでそれが経験を積んでいきますと、いわばハードウェアそのものは健全なものになるわけでごいまして、言うなれば検査、審査体制などなくても、そのものが健全であればいいじゃないかという議論ももちろん成り立つわけでごいまして、検査、審査をするからそのものが安全になるのじやなくて、安全であるもの、安全なものにするのが一番私は根本だと思っております。

二番目は、いづれにしてもそれが安全だということをやっぱりどこかがオーソライズして、権威を持ったところがそれを証明してあげるのやっぱり重要なことで、そうでないと一般の人は安全か安全でないかということは見境つかないわけでごいしますから、やっぱり国として審査、検査、安全体制を整備して、そしてこれで大丈夫ですよといつて国民の皆様にご認してやるのが大変重要なことだと思ひます。三番目には、それと合わせて、国民の皆さんにもっと理解できるように、したがってまた御支持をちょうだいできるやうな、そういう方策というものはどうしたらよろしいか、この三つの問題がいまの軽水炉に關する安全問題では一番重要な問題だといふふうな認識でたまたま進んでおります。

○塩田啓典君 それでは、いま、たとえば原子力発電を推進するといふ問題についても学者の中にいろいろな意見があるわけですね。たとえば、アメリカの前の原子力委員であったタンブリン博

に至る、こういう検討をしてこうなってきたんだと、こういうことを、日本にはその専門委員の方以外にたかさんの安全に対する専門家もいるわけですから、そういう人たちが、自分の方でやったりそのような結論に至る経過をいろいろそこで検討することができるようですね、たとえば資料

その原子炉安全専門審査会に提出したすべての資料、それから原子炉安全専門審査会の審査の会議録、だれがこう言っているかという、そういうものも公開をすべきである。こういう意見は私は大賛成なわけなんですけれどもね。やっぱり、いままでも何となく原子力委員会における安全審査にしても、商業機密という名のもとに資料というものを部外者にはシャットアウトして、そこで、もうすでに内部にいる人と外部にいる人とはその検討する資料そのものが違うんでは、ますます結論はかけ離れてくるわけで、同じものを検討していけばどこに違いがあるのか、こういうかけ離れた結論が出るのは一体——この問題についての見方が違うからこういうかけ離れた結論になるんだと、こういうふうにはやはり論点が明らかにな

ていく。そういう意味で、私は全部を公開すべきであると思う。どうですか、そういう方針はないですか。

○政府委員(生田豊朗君) 安全審査の関係の資料につきましては、まず安全審査を受けます対象になつております設置許可の申請書、それから、その申請書の添付書類さらに安全審査専門部会の参考資料というものを公開いたしております。で、これは公開いたしましたけれども、ごらんになれるわけでございます。次に、安全審査が終了いたしました後の安全審査報告書、これも同じく公開いたしております。したがって、安全審査のほとんど全貌につきまして、これら公開されました資料につきましては、十分一般の国民の方が把握できるというように考えております。ただ、その安全審査会の議事録につきましては、これを公開いたしますと、安全審査を担当しておられます専門家の先生方の自由な議論を非常に制約するこ

とに相なります。したがって、私どもは結果の報告書は公開いたしますけれども、議事録の公開は考えておりません。

○塩出啓典君 そうしますと、局長のいまのお話だと、そういう提出された資料も全部公開をして、したがって商業機密というものは、商業機密のために公開できないものは絶対ない、そういう判断ですね。それならそれでいいんです。

○政府委員(生田豊朗君) ただいま私の説明が十分で申しわけございませんでしたが、先ほど大臣の御答弁にありましたように、公開の原則と申しましてもこれは条件がございます。一つは、原子力基本法の規定は成果の公開でございます。もう一つは、原子力基本法といえどもこれは憲法の財産権の保護の規定は当然原子力の場合にも適用されます。したがって、財産権とみなされるもの、すなわちノーハウあるいは特許権そのほかでございますが、そういうものを一括して商業機密と称しておりますが、それは当然憲法の規定によりまして公開の原則から外される、かように考えております。

○塩出啓典君 そここが非常に多くの考えと違ふところなんです。あなたは憲法を出されましたけれども、やはり公開の原則というものが原子力基本法にはある。一方では企業秘密というものは存在をして公開はできない。私はやっぱり国の法律というものは、企業秘密を優先させていいという、その根拠はどこにあるのかと納得がいけないんですが、それはどうなんですか、どう考えていますか。

○政府委員(生田豊朗君) これは先生に申し上げるまでもないことでございますけれども、国の最も基本的な法律が憲法でございます。あらゆる法律は憲法の制約下にあるわけでございます。で、私どもは、憲法の規定がすべてに優先するということように考えております。したがって、憲法における財産権保護の原則に抵触するような場合

合まで公開するということは差し控えたいという考え方でございます。

○塩出啓典君 私はそういうことを言っておるんじゃないんですよ。だから国が、たとえばここに発電所を建設するということになれば、電力会社から原子力委員会にいろいろ申請書が出されてくるわけですね。そういうときに、やはり企業秘密で公開できないようなこういうものは国は採用しない、そういうように私は方針を決めることが不可能なかろうかですね。だから公開できないようなそういう技術は採用できない。もしどうしてもこの会社が、わが社の原子炉を採用してもらいたいという場合には、特許を取るなりしかるべき処置をして出せばいいんであつて、しかも商業機密と言われているものも、やがて五年、十年たてばこれは商業機密ではなくなってくるわけですから、だからそういうような方向に決めても、私は全体的に見れば決して原子力の発展をおくらせることはない。そういう点どうですか、もう企業秘密なるものは、今後原子力委員会においては、申請するものは企業秘密のないものでないかと採用しないというようにした場合は、これはやるとなれば法律も改正せなければいけぬわけで、たとえばそうした場合はどういう支障があるのかどうか、これを聞いておきたいと思ふんです。

○政府委員(生田豊朗君) 企業秘密と称せられま

すもので、たとえば私がたゞいま御説明申し上げました特許あるいはノーハウその他の企業秘密があるものは、安全審査を受け付けないということにいたします。私は、特に原子力のような先端的な技術のものにつきましては一切利用することができなくなると考えております。ただ、つけ加えて御説明させていただきますが、企業秘密関係で資料の公開できないものが全体として非常に多いという誤解があるわけでございますが、実はそういうことはございません。たとえば、四国電力の伊方発電所の例で申しますと、全体の参考資料が約百二十点ございますが、そのうち企

業秘密に属するものと考へまして公開いたしかねますものが約九つ、全体の一〇%以下でございます。すなわち企業秘密のものは公開しないと申しまして、全体の資料の九〇%以上は公開しているわけでございまして、全体として広く公開されているというように考えております。

○塩出啓典君 だから、あなた言われるように企業秘密、商業機密のあるようなそういうものは、国はもう新しい原子炉としては採用しない、これは原子力委員会が決めていくわけですからね、そういう方針を決めた場合は、その場合は企業の方としては特許を取って出すようにするか、あるいは企業秘密のないものを採用する以外ないわけですから、そういうことは支障がある、それはできないということですか、科学技術庁としては、その理由を聞きたいんですよ、なぜできないか。

○政府委員(生田豊朗君) ただいま申し上げましたように、そういう意味での企業秘密を一切含まないもの、というところは、原子力だけではございませぬけれども、先端技術に属するものとしては不可能だと考へます。もしも、先生の御意見のように企業秘密を含むものは一切採用しない、安全審査も受け付けないということにいたしました場合は、この先端技術に属しますものはほとんど全面的に採用することができなくなる、かように考へます。

○塩出啓典君 これは私も自分の意見を言っておるわけではございません。きょうもお越しになつて中島さんが書いた本の中にもそういうことは書いてある。前の名古屋大学の坂田先生です。これは中島さんの書いた本の中を引用させていただきます。これは、その専門部会の一員である名古屋大学の坂田教授は、結局商業機密と呼ばれるような詳細なデータは何もなかったと、最後に見てみると、あるいはまたこの原子力基本法ができるときに、日本学術会議等においてはこの三原則の問題について、もっとやはり徹底をした三原則、企業秘密を認めないようなそういう三原則にしな

ければいけない、こういう意見もあったように聞いているわけですが、さらに武谷先生も、そういう企業秘密のある間はやっぱりいろんな協定等も結ばないようにならなければならぬ、十年たてば、だんだん企業秘密でなくなってくるからと、そういう学者の意見もあるわけですが、だから私は、原子力局長も学者、ここに書いてあるのも学者、私は素人ですからどっちを信ずればいいのか迷っているわけですが、もしかし、いま非常に原子力の炉を建設するにしてもいろいろ住民の反対がある。その反対にはやはり政府に対する不信があるわけですね、やっぱり。いま技術よりもそういう不信を解くということの方が大事なんです。そういう点から考えれば、私が申しましたようにわが国が採用する原子炉あるいは原子力施設においては、企業秘密があるために国民に公開できないようなものは断じて採用しない、そういうようにひとつできるかできないか、これはもうちょっとよくは科学技術庁長官の方でよく検討してもらいたいと思うんです。これはこれで、そういうことはできないといま原子力局長に言われてもわれわれは納得はできませんよ。もうちょっと詳しくいろいろ検討をして、こういうわけでやっぱり企業秘密というものは守つていかなきゃいけないんだと、これを科学技術庁として、もっとわれわれを納得できるほどの説得力のあるものをひとつ検討してもらいたいんですが、長官どうですか。

○国務大臣(佐々木義武君) お話でございすけれども、海外では商業秘密であるものでも公開しろといったような国があるのかどうか、私にはどうも学がなくてわからぬのですけれども、仮にそういう場合、財産権の侵害だといって損害賠償を訴えられた場合にだれが責任を持つのか、これは国家的に庇護している権利でございすから、と思ひます。したがって、全然そういう機密がなくなつた原子炉という時代がくれば別ですが、いまのところはちよつとそういう時代じゃない

のですから、やはり商業秘密は商業秘密として庇護してやるというのが私は当然のことだと思ひます。

○塩出啓典君 あなた外国の話をされますけれども、やっぱりわが国は自主、民主、公開という、平和利用するという、そういう原則ができたわけ、わが国はそういう核問題については、世界のいかなる民族よりも非常に敏感なセンスを持つていて、わが国から、そういう意味でわが国独自で考へていけばいい問題で、よその国がそうしなくても日本の国はそうすればいいんです。それともう一つは、まず提出をされておいて、後から商業機密をばらすということは、これはよくないかも知れません。けれども、わが国が今後採用する原子力発電については、商業秘密は認めませんよと、こういうことを前もって世界に宣言をすれば、それはもう世界の各社においてもそれに対応するようにすることは間違いないわけですから、そういう方向ができるのかできないのかということ、検討ぐらいいしたらどうなんですか。いまの答弁ではもう全く検討しようと思ひない。これじやこの委員会開く価値がない。検討ぐらいいしたらどうなんですか、やっぱり。

○国務大臣(佐々木義武君) 相手国の方もどんどん進歩しているものでありまして、とまつていゝものじやございせん。原子力の技術ほど、まだ技術的に進歩の可能性があるものはないわけではございまして、そういう際に、そういう進歩したものはもう日本じや置いておつちやいけないということとをあらかじめ宣言するやうなもので、これはやっぱりおかしいのじやないでしょうか。やはりそういうやうなことで、世界で、あるいは日本の法律で、あるいは憲法等で保障している権利は、国民としてそれは保障してあげようというのが当然の話でありまして、それを日本だけが特別だ、特許法があるやうが、憲法があるやうが、そんなことは科学技術は別だ、こういうことは、これはやっぱり通用しないのじやないかと私は思ひます。

○塩出啓典君 特許法は特許法で守ることは、これは当然ですよ、特許はね。だからあなたのそういう姿勢がよくないんだよ、科学技術庁のね。私の言うやうなことは、その後ろにおられる中島先生も、ぼくはそれに多少の違いはあつてもいいんかなとは思つてゐるし、そういう学者はたくさんいるんですから、そういう人の意見も謙虚に聞いていこうという姿勢がなければいかぬ。科学技術庁に、自分の考えに合わない学者の意見はさっぱり聞かないと、こういう一方的な姿勢があるから原子力行政は行き当たりばつたりでつちもさつちもいなくなつてゐるんじゃないですか。やはりもうちよつと幅広い意見を聞いて検討ぐらいいしたらどうなんですか。あなた、ではこの問題について検討したならいままで検討した資料をちゃんとよこしてくださいよ。

○国務大臣(佐々木義武君) 私の方は、いわゆる原子力行政を民主的に進めろということとでございすから、基本法の御趣旨に従ひまして学者の皆様には御参加願つて、あるいは実業界の皆様にも御参加いただきまして、そしていままで進めていゝるわけでございまして、したがつて、学術会議等にも今度は一緒にシンポジウムをやろうということとまで進めていゝるわけでございすから、決して独断で官僚的に問題を進めていゝという非難は私は原子力行政に關しては少し言い過ぎじやなからうかと思ひます。

それから、いまの公開の原則でございすけれども、公開そのものはいんですよ、公開しないよりする方がいんですから。で、すけれども、それはこういう制約条件がありますよと云つていゝるのに、その制約条件も取れといふものですか、それは少しおかしいじやありませんかといふことを、お言葉を返すやうで恐縮でございすけれども申し上げた次第でございす。

○塩出啓典君 じやこれはまた日を改めて、余り時間もありませんので。

いづれにしても、私はそういう企業秘密の問題について政府が検討をしようと思ひないといううか

たくな姿勢は非常によろしくないと思ひます。そのことだけ申し述べておきます。私は素人ですからね。それはどうしても企業秘密を守らなければ世界の秩序を乱すといふことになるかも知れませんが、私も、私は国がそのやうな方針を決めていゝくならば、その方がむしろ国民の理解を得て原子力行政を推進する政府の立場から見ても非常にいいんじゃないかと、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

それから、原子力委員会の安全審査の時間が非常に短い。これはたとへばアメリカでは、昭和四十六年度平均二十二・二五ヵ月、日本の美浜ナンバー一加圧水型の炉は四ヵ月余、実質審査の時間は二十時間余である。これは東大の小野先生の意見にそうあるわけですが、実質二十時間とかいゝうのでは、時間が長い方がいいというわけじやありませんけれども、原子力の安全審査といゝうものがアメリカ等に比べて余りにも簡単過ぎるんではないか、この点はどうか。

○政府委員(生田豊朗君) 安全審査の実所要時間をたゞいま先生がお示しになりましたが、実はアメリカと比較いたしますのにつぎまして、わが国とアメリカと手順がかなり違つております。したがひまして、一つの案件につきまして日本が何時間であり、アメリカが何時間であるといふことは、これは手続を同じやうに換算いたしませんと直ちに比較できないわけではございす。先生重々御承知のことかと思ひますけれども、アメリカの場合でございす、申請者が申請書を提出いたしまして、これを原子力安全諮問委員会が審査いたしまして、さらに公聴会を経まして原子力安全許可会議といふものにかけられます。それから原子力規制委員会にその後からかまして、それから認可書が出されるといふことでございす。で、わが国の場合は、これも十分御承知かと思ひますけれども、設置許可申請書が内閣総理大臣に提出されまして、それが原子力委員会に付議され、さらに安全審査会に回ります。安全審査が済みました後、原子力委員会ですらに審査をいたしまし

て答申をし、設置許可をすることによってございまして、かなり段階が違っております。わが国の場合におきましても相当の時間をかけておりまして、特に全体として何時間あるかは何か月で終わらなければならないという目標は定めておりません。必要に応じてかなり長くやるということでございますので、たとえば最近非常に長いものでございまして、東京電力の福島第二原子力発電所の一号炉につきましては、二十カ月の期間をかけたまま安全審査をいたしております。これは、ただいま先生がおっしゃいました美浜の一号、二号に比べますと四倍近くの時間をかけている次第でございます。こういう事情でございまして、私も、アメリカと比べまして安全審査の所要時間が特に短いとも考えておりませんが、今後とも十分時間をかけて丹念にやってみようと思っております。

○堀出啓典君 では、いままでわが国の審査がどういう審査をしてきたのか、どれぐらい時間をかけたのか、時間が長いからいいというわけじゃないですけれども、これは資料として後から御提出願いたいと思うのですけれども、お願いいたします。それから、原子炉の耐用年数というのは大体幾らぐらいと考えているのか、それから、原子炉が結局寿命が来た場合は一体どうなるのか、その点も簡単にひと。

○政府委員(生田豊朗君) 原子炉の耐用年数はいろいろ考え方がございましてけれども、国際的に現在通説になっておりますのは大体三十年ぐらいというところになっております。その耐用年数が来ましたが、後どうするかということでございますが、これはいわゆる廃炉、炉を廃止する廃炉対策ということとかがね検討している次第でございまして、炉を廃止いたします場合には解体する必要が出てまいります。解体いたしますので、これは原子炉規制法に基づきまして、解体の手順あるいは残りました廃棄物の廃棄、保管、そういうものを規制することになっております。で、解体いたしました後のその原子炉、これも放射能を相当

帯びておりますので、その保管その他につきましても規制法の規定に基づきまして安全に保管するという対策を考えております。

○堀出啓典君 これは私は、原子炉が廃棄になった場合どうするかということがまだはっきりした対策ができていない、それをIAEA等で検討しているように聞いておったわけですが、いまのあなたのお話では、対策はもう一〇〇%できておる、そういうような印象を受けたんですが、どうなんですか。

○政府委員(生田豊朗君) 実は、まだこの原子炉の歴史が浅いものでございまして、実際に耐用年数が到来いたしましたして炉を廃止するという実例が余り多くございせん。したがって、技術的な問題点と申しまして余り経験がないわけでございますが、まず原子炉を解体することにつきましての技術的な可能性につきまして、アメリカにおきまして二つ実例がございまして、それから、日本におきましても原子力研究所のJRR1という実験炉、この解体、それからJPRDという炉がございまして、これを改造いたしましたので、そういう経験がございまして、圧力容器あるいはその周辺部分以外の大部分のものにつきましては、大体現在の技術で安全に解体できるといように考えております。それから、問題のその圧力容器等でございますが、これを切斷いたしますとかあるいは解体いたしますとかいうことも、現在の技術水準あるいは今後の研究によりまして十分可能であろうというように考えておりますので、ただいま私の説明で、もうすでに完璧に準備ができていというように申し上げたつもりではございせんのでしたもので、あるいは説明不足だったかと思ひますけれども、ただいま先生御指摘のIAEAの専門家の情報交換もございまして、十分国際協力も踏まえまして今後とも研究してまいりたいと思っております。

○堀出啓典君 いま源田先生の質問で、やはり低レベルの廃棄物は、現在、私のいたいた資料では、五十年でドラムかんで六万三千本ですか、

これは五十五年には三十九万本、六十年には百三十二万本と、こういうふうになっていく、それに

ついては海洋投棄を研究しているということでございますが、これはやはり海洋投棄の試験をこれからやって、結論が出るのには大体何年ぐらいかかるのですか、五年ぐらいか、十年ぐらいか。

○政府委員(生田豊朗君) 海洋投棄につきましては、もうすでにOECDのNEAという原子力機関でございまして、これが大西洋におきまして海洋投棄の試験投棄をかなり進めております。それでわが国からも専門家が立ち会ひまして技術を蓄積しているわけでございますが、わが国の計画といたしましては、先ほども申し上げましたように、昭和五十二年度から試験的な海洋投棄と申しますか、海洋処分を行いたいということを考えておりまして、現在原子力委員会におきまして事前の安全評価を行っている次第でございまして、先ほど源田先生の御質問のときの先生の御意見もございましたように、これは海洋投棄と申しまして、ただ海の中にゴミを捨てるように簡単に捨てられるものではございせんし、投棄という言葉が非常によくないでございまして、むしろ海の底に保管するといふような考え方でございまして、その安全性の確認も十分いたさねばなりません。いまのところ、試験投棄を開始いたしましたから何年後にめどが立つというところは必ずしもはっきりしておりません。その点十分慎重に進めてまいりたいと考えております。

○堀出啓典君 じゃ、余り時間もありませんので、通産省の方もきょうお越しいただいたわけでありまして、これは終わってから別個にいろいろお聞きしたいと思ひます。

で、私は、長官に申し上げたいのは、原子炉のそういう耐用年数の問題、あるいは廃棄物の問題、あるいは原子力施設の各々が中性子の照射により脆化する問題とか、あるいは低レベル放射能のそういう人体に及ぼす影響、さらには材料、核燃料、使用済み燃料の処理の問題、そういうような点が非常にまだ問題も多いわけで、現在

は何か原子力発電を昭和六十年までにこれだけつくらなくちゃいかぬと、そういう目標だけ先行して、ちょうど下水道も整備しないのに水洗便所だけつくるような、こういういま状態じゃないかと思うのです。だからあくまでも下水道をきちっとつくって、一つのサイクルとしてやはり安全性を

考えていくべきであって、そういう意味から考えるならば現段階はまだ実験段階である。やはりそういうサイクルとしての安全性の研究というものをまず第一にして、その上にやはり原子力発電をふやしていかなきゃいかぬと、こういうことを意見として申し上げておきたいと思ひます。御答弁はいただかなくてもいいと思ひます。

それから最後に、きょうはちょっと時間がなくて非常に申しわけないんですが「むつ」の問題につきまして二、三お聞きしたいと思ひんですが、佐世保では原子力船「むつ」は修理だけ、そういうことで、しかし修理だけでも佐世保ではあれほど反対があつていられるわけでありまして、母港というところになると、果たして日本の国にそういうのを受け入れるところがあるのかどうかです。もうすでに、むつ市から追い出されたものを他が引き受けるわけはないんじゃないかと。そういう意味で、この原子力船「むつ」の問題も、もつと本質的に今後どうしていくか、長い将来にわたって考えていかなければいけないんじゃないか、このように思ひますが、長官どうですか、その点は。

○国務大臣(佐々木義武君) 「むつ」の修理、総点検を完全に終わるまでにはおおよそ三年ぐらいの年月を要するのじゃないかということでございますので、その間に母港、第二定係港でありますか、を探せばいいのでありまして、私は、健全な「むつ」の姿に、修理、総点検等をしてなつた場合には受け入れてくれる母港があるものと確信しております。また、少なくとも十年後ぐらいには原子力船舶時代が来るんではないかというのが定論になっておりますので、そういう際にも、なお、世界一の造船国であり世界一の海運国である日本

が、そのときに備え得ずして港湾も閉鎖、あるいは原子力船は一切ない、自分でも持っていない、つくる技術がないと、こういうことでは、私はやっぱり将来の日本民族に対して、まことに私どもとしては不忠でございすから、やっぱり将来を考えますと、この際は進めるべきじゃなからうかと、こういう信念を持って進めております。

○塩出啓典君 いま政府としては、いわゆる「むつ」の修理の問題に限って長崎県の佐世保の方向に何か決まっているように私聞いておるわけでありますが、私は、佐世保といえ、長崎県といえ、日本でも有数の漁業県であり、かつて広島に次いで被爆の地長崎県でもあるわけでありますが、そういう長崎を「むつ」の修理港として非常でないか、結論が正式に出ているのか出ていないのかは知りませんが、そういう方向にあることは間違いないと思うんですけれども、そういう理由はありますか。

○国務大臣(佐々木義武君) 佐世保港にまだ決めたわけではございません。ただ、地元市長さんが引き受けてもよろしいという御意向のように承りますので、大変ありがたいことだと思っております。ただ、純科学的に考えますと、佐世保は御承知のようにモニタリングの設備といい、あるいはドックその他の設備といい、港湾の深さといひ、非常に適地であることは事実だろうと思ひます。

いまお話しした漁業問題でございすけれども、これはいろいろ受け取り方があろうかと存じます。私は、必ずこのものが安全であるという理解を積極的に求めてまいりますれば御理解いただけるものと確信しておりますが、まだそういう確信を起こす段階にきておりません。青森県むつにある現在の原子力船は、稼働はしてないただのいわば普通の船でございまして、その間何らかのことで海を汚染したり、あるいは乗組員を云々したりということはあるわけがございません。今度の報告では、あの中に入っている軽水は飲み水としても差し支えなからうというくらいまでの話で

もございすし、これは私の見解じゃなくて、今度の報告にそううたつてございす、御承知だと思ひますが。あるいは入っている燃料棒はほとんど出力が上がらぬままにとめてしまったわけですから、これとていまだ一年有余の間に放射線その他はほとんどなくなつて、恐らくは入れたときの状況と余り変わらぬのじゃなからうかと思ひます。そういったしますと、仮にどこかの港に持つていきまして、これは普通の船を持つていくのと同じでございまして、いま現在危険なものであればむつ自体に置けないわけがございすから、いまのままでありますれば何ともないこととございす。これは持つていって修理、点検するの危険ないかといひますと、その点は安全でございすというところが立証されているわけですから、ですから修理、点検は差し支えなくできますよと。それが済んでからどうなるかといふときに母港の問題が起きてくるわけがございまして、それはまたしばらく後の問題でございすけれども、これも私は安全なものとして確信しておりますし、いまの修理、総点検さえ済まして、丹念にそれを三年間やつていきまして、必ずやそういう危険性のない、国民も安心して受け取るようなふうになるものと確信している次第でございすから、この面は、よく説明すれば納得していただけるんじゃないかと、私は、私はこういふふうに考えております。

○塩出啓典君 それでは最後でございす、きようは原子力船開発事業団の理事長、専務理事にもお越しをいただいて、お忙しいところをどうもありがとうございます。

それで最後に事業団にお聞きしたいわけですが、けれども、私は、長年むつに係船していた、そういうむつから母港が追い出された、まあ追い出されたというのか、ほかに探すというふうな、そういう政治的なことであつた場を解決してきたわけですから、本当に安全なものであるならば、当然むつでやっぱりがんばるべきであつて、むつで理解を得られないようなものが、日本じゅうどこに行つたつて理解を得るわけは絶対にないわけ

ありまして、そういう将来の見通しもない政治的な解決といふことは非常によくないかと思ひます。それともう一つは、長官は安全だと、幾ら長官が安全だと思つても、やっぱり国民のコンセンサスを得なければ物事はそう簡単にはいかないわけです。いまね。だから、いま必要なのは、やはり国民の政治に対する不信、あるいは場合によつては必要以上の心配をしている場合もあるかもしれない。けれども、こういうものを解決していくのはやっぱり時間がかかるわけでありまして、だから私は、原子力船「むつ」を世界に海運国として早く手がけたいという気持ちはわかりますけれども、しかし、陸上の原子力発電所についても、まだそういうサイクルとしての安全性が確立されていない、そういう実験の段階ですから、ましてや船の上になれば振動もあるし、重量の問題から遮蔽にも限界があるわけですから、また、やっぱりわが国は世界の国とは違ふ核についての特別な国民の感情もありますし、そういう点考へて、原子力船を推進するのはちよつと時期が早過ぎると、「むつ」の問題は深く方向転換をして、もう少しやはり時期を待った方がいんじゃないか、これが私の意見であります。それに、ついでに事業団の皆さんの御意見をお伺ひして終わりたいと思ひます。

○参考人(島居辰次郎君) 船のむつからの移動につきましては、実は私が来る前の話でございまして、当時の新聞あるいはその他の状況によつて考へてみますと、まあいろいろ政治問題にもなりまして、これはやっぱりいろいろ周囲の状況からやむを得なかつたんじゃないかと思つておる次第でございす。また、あそこには大きな造船所もございせんので、いろいろの意味において、もつといふところがあればそれはもつといふところがあつてしかるべきじゃなからうかといふふうには、後から来た者として判断しておるわけがございす。

したが、先ほど来、いろいろ海運の世界の情勢からのお話もございまして、日本も最大の海運国といたしまして、どうしてもいまこれを何とか守り立てていきたいというのがわれわれの考えでございまして、ことに、よその国がもう実際にやつておるのでもございまして、日本がやつたときは大分早い時期であつたかと思ひますが、いろいろのことのために大分おくれまいつておるようなわけがございす。まあ、いまちよつと世界的な不況でございすので、それもちよつどいかにと思ひますが、いかにしてこれを何とか一人前のものにしたか。

そこで、私が受け持ちましてから変わったことの大きな問題は、実はいままでの過去の歴史を見てみますと、あれを貨物船にしてやるとか、いろいろの利用方法が考えられておりましたが、私が受け持ちましてから、そういうことよりも安全性が第一である、そういうことでそれをもとにして改修、遮蔽その他をやつてございす。そういうので、まだ規定の方は直してはございせんが、呼び名をいまして、私はこれをいひわゆる実験船にしたらうかと、こういうふうなことで、実験船といひましても、安全であるかどうでないかの実験ではなくて、あの船でもつていろいろなデータをつくつて、乗組員の動揺なり、あるいは先ほどお話ししたように動揺もございすので、それに対するいろいろのデータをとり意味の実験船にしたらうかと、これをこの間、民間のほうの方に言ひますと、安全の実験かとおっしゃいましたので、ちよつとその辺、語弊があるのでもありますが、そうではなくて、あの船でもつて原子力船としてのいろいろなデータをつくるという意味の実験船にしたらうかといふふうなそういうふうな、方向で進んでおるのでもございまして、われわれは、目下すつかり幹部もかわりまして、新しい気持ちでこれを一生懸命やつておる次第でございすので、この席で何でございすものが、どうか皆さんの御協力を得まして、一人前のものにやつてやりたいと思ひますので、よろし

くお願いいたします。

○小巻敏雄君 ます、佐々木長官に伺っておきたいと思ふんですが、長官自身、この法律案の審議、衆議院では前国会に内閣委員会審査、連合審査等もやっておりますけれども、ここで法案説明をされる中で、「むつ」の問題でとりわけ国民は大きなショックを受けたということ、そしてそれ以前から、分析化研問題、また美浜原子炉初め実証炉で安全だと言われた原子炉が運転中止に至ること、これらの問題で、国民に広がっている疑惑を解明をし、また政府自身も安全第一の姿勢を確立するという観点からこの法案を提出するということを説明されているんですが、その中で、特に原発関係の八県の知事が、この「むつ」事件以降は、政府の決めたものは拳々服膺する、政府が安全だというからよいではないかといういままでの態度では、もう行政が進行できなくなりましてということと述べた、これに答えるという趣旨で説明をしておられるわけですが、再度そういう状況であつたかということとをただしておきたいと思ふんです。

私はその点、こういう点を押さえてこの法律案を提案をされるということなら、もう一つ、八県の知事がいろいろ反省をして政府に要求したように、二十年前から今日の原子力行政をつくつてこられた佐々木長官初めやつてこられた方々は、この八県の知事と同様にみずから深い反省をしなければならなかつた。原発について言えば、アメリカが採用しておるから安全だと、アメリカの決めたものは拳々服膺して差し支えない、こういう状況で開発を進めていくならばどういふことが起こってくるのか、それに対する一つの答えがこの美浜の問題であり、また動燃の再処理工場——これはアメリカそのままとは言わないわけですが、これも、ここで起こつてきておる問題、これらの問題であろうと、こう思うわけでありまして。そういう点からお伺いをしていきたい。

特に、私がいま必要だと思ふことは、国民はもちろん根本的なこの見直しの上で安全性の確認を

求めておりますが、長官自身も言われておりますように、今度のこの結論が出されて、それを受け取つて、そしてこの問題を出して国会承認を受け、定着をするには、少なくとも二、三年というふうな再度、三度述べておられるところであつて、これはそのとおりであると思ふんです。まあいまの状況で二年、三年というのは、よほど事柄がスムーズに進んだ場合の成り行きであつて、その倍する期間、あるいは、いまからでは見通しがつかぬところまで問題は遷延される可能性は十分にあるわけなんです。問題は、国民が求めることは、そのことを抜本的に解決することが一つと、その過程においてこの安全審査が必ずしも安全を保障しない。基本設計の審査、認可の問題の後すでに運転をされておるもの、運転をせんとし

ておるものに対して監督がどこまで厳正に行われるか、このような点も非常に中心的に重要な問題であります。危険と見れば運転中止をする、既成原発を含めて事業自身を見直すというような姿勢があるかないか、これとかかわつて抜本的改善策が進められるか、これとかわつて見直しの実は上がらないと、こう考へるわけでありまして、ひとつ簡潔にその点について、そうであるのかないのか、まずお伺いをしておきたい。

○政府委員(生田豊朗君) ただいま先生御指摘の点が安全規制につきましても非常に重要な点であるかと考へております。いわゆる安全審査と申しますか、広い意味の安全審査でございますが、基本設計につきましても安全審査以降、設計工事方法の認可、各種の検査、さらにたゞいま御指摘がありました、運転に入りましてから後のいわゆる運転管理でございますが、そこまでをでき得れば一貫して規制するような組織があるべきではないかと考へた点、たゞいま原子力行政懇談会で御審議いただいております問題点の一つでございます。午前中の御質問のときに御説明申し上げたわけでございますが、有沢私案におきましては、それを原子力規制委員会におきまして一貫的に基本設計の安全審査から運転管理まで全部チェ

ックすると。それで、たゞいま先生の御質問にありましたように、何か問題が起きた場合には、運転の中止あるいは点検というような対策も処置できるようにするということになつております。それが有沢私案の原子力規制委員会の非常に大きな機能の一つでございますが、けさほど申し上げましたように、それに対して、別に原子力規制委員会のベースだけではなくて、もつと行政ベースでもそういうことができないかというような御質問がほかの委員の先生からも出されておりました、その辺をめぐる議論がたゞいま行われているところでございます。私も、その形態はどのようになるか今後の問題でございますけれども、何らかの方法によりまして、やはり安全審査の初めから運転管理まで一貫して見られるというシステムを、何らかの形で全体の中に導入したいというように考へております。

○小巻敏雄君 生田さんの方からお答えもありましたし、ここで生田さんに念を押しておきたいと思ふことがあるわけでありまして。

六月十三日の科技特委員会、生田局長の方から、特に、当時「玄海」の問題が原因不明のまま、ちょうど新聞で報道されるという時期であつた。ここで大量に日本にいまから建設をしようとするパターンとしての軽水炉の実用性と、それから安全性について定着度が不安定ではないかという質問をしたら、生田局長の方からお答えがあつたわけですね。こういうことだつたと思ふのですが、PWR、まあ美浜と同型のアメリカのシンガン電力のパーセダスというんですか、これが一年半ストップをしておる。しかし、この周辺住民の状況を見ても、かなりの事故、まあ日本であつたのと同じ性質の問題で事故が起つていても周辺の住民は別段安全の問題としてこれに対して動揺があるわけではない、したがつて、炉の安全という点では実証されているんだという説明があつたですね。それともう一つ、むしろアメリカの場合に、非常に規制委員会が強力で、安全を重視をして、パイプのひび割れ等があれば直ちに運転をストップをさせて、そして再点検を命じるところから、実用炉としては稼働率が非常に低くなつてしまつて、発電の仕事をやらないのでそこでの採算が悪くなつて、いわばこれがその地域の電力料金にはね返つてくる。こういうところから、まあ規制委員会を恨むのかどうかかわらないけれども、とにかく、かえつて経済性に問題があるというところから、施設に対する評価が経済性の点から問題になつておるんだというふうな、こういう説明があつたと思ふわけなんです。この説明は、そのまゝいけば美浜にも福島にも日本の主流であるところの軽水炉全般に適用できてる問題になると思ふんですが、どうですか。

○政府委員(生田豊朗君) 六月に御答弁しましたことを細かいところまで正確に覚えておりませんが、たゞいま先生が言われたようなことをお答え申し上げた記憶がございます。これは、ことしの春にアメリカの原子力規制委員会の人から来日いたしました、かなり長い時間、安全問題につきまして意見を交換いたしましたときに、先方から、シンガン電力のパーセダスと日本の関西電力の美浜の一号との関連につきましてもそういう説明を受けましたので御披露申し上げたわけでございます。確かに先生の御指摘のように、この原子力発電稼働率が最近ではわが国でも徐々に上がつております。もう相当の水準まで上がりましたが、昨年後半からことしの前半にかけましてこのような事態でございますと、非常に低く、かつ経済性についても問題が非常にあるわけでございます。現に電力会社におきまして、たとへば五十万キロワットの原子力発電所を一日ストップいたしますと、その分を石油火力で電力を供給いたしますと、一日当たり五、六千万円の燃料費がかさむわけでございますので、何らかの形によつて経営を圧迫し、最終的には電力料金にはね返る、つまり消費者に影響を与えるという傾向がございます。したがつて、経済性から申しますと、むしろアメリカあるいはヨーロッパ諸国でやつておりますように、多少の故障があつてもむしろ炉を

とめないで運転しながら点検し、できれば修理するという方が望ましいわけでございますけれども、わが国の場合は、むしろ経済性を無視しても、この際安全性を第一に重視したいということでございます。先生御承知のように、各種PWRあるいはBWRにつきましてそれぞれ数カ所の故障が発生いたしましたけれども、それを発見されました後は、むしろ炉をとめまして徹底的に点検し修理するということで進めてまいりましたわけでございます。今後も、特にわが国におきまして原子力の安全性につきましての国民の信頼と支持を全面的に獲得したいということを私も考えておりますので、そのためには、やはり安全性第一の考え方で進めてまいるのが当面の対策として正しいというように考えております。

○小巻敏雄君 一九六〇年過ぎたころに、アメリカで軍事中心であったものが、いまから世界中に軽水炉を大いに売り出そうということになったときに、これを受けて日本の原子力業界がむしろ財界からのプレッシャーもあって、それでコールドホール型の自主開発をやめて、そこで軽水炉をほとんど導入するという決めた、燃料もセツトでアメリカから供給を受ける、こういうことになったてんまは、まあ昨年からことしにかけて「むつ」問題を媒体にして大山委員会でも指摘しておるところであり、その件については、その時期の科学の委員会でも佐々木長官からも当時の事情はさうなことであったということが答えられておるわけですね。しかしながら、そのときの状況といまでは政府の当局者の説明も違つてなければならなかった。第一あの当時は、動燃の事業団の所長は石川さんだったか、理事長は、石川さんの口から、これはもう軽水炉というものの実用性と、それから安全性というものは完全に検証済みのものだからということで、これを疑う者は愚か者と言わんばかりな話があつて、それを拳々服膺されたのが前森山大臣であり、まあいまの長官もその系列の中におられるかと思うんですけれども、いまになってみると実用性も安全性も完全

に十分なものととは言えなくなつておる。まあ生田局長の答弁でも、丁寧に聞いてみれば、炉の安全ということはいまも統いて強く主張されるのですけれども、実用性というのについては、そのまま安定したもので、ほかの水力や火力というもののようにもう完備をして既製品を輸入するというような気持ちで、安全体制などはそう進んでなくともアメリカの既製品を持ってくるんだからこれでやっていけるという状況では受けとめがなくなつたという状況を物語っておるのではない。いまの局長の説明では、日本の美浜初め、炉をとめたのは、経済性を無視しても安全第一のためにとめた、こう言われるわけですから、まずアメリカがミシガン電力のこの炉をとめて、それに続いて日本でも、まあアメリカもとめておれば日本でもとめるというように、そういう状況になつておるのは事実の進行が物語つておる。

いまの局長の説明では、何ですか、経済性を無視してとめておるのは、一つの安全主義のためにとめておるので、運転しながらやってもよかつたと言われているのかどうかということですね。なぜそれでは、いま一年半アメリカのとめたのに続いて日本でもとめておるのか。これまたばか丁寧によつておるといふ説明をされているのじやまじかなからうと思ひますけれども、一体なぜとめておるのですか。私はやはり、そのまま強行運転をすればぐあいの悪いことがあるからとめてやらなければならぬ、少々経済効率が悪くても、これは原子力の問題、これは必要だからとめておるのだと、こう理解しておるんですが、どうでしょう。そこを一言説明してもらひましよう。

○政府委員(生田豊朗君) 私が先ほど申し上げましたのは、ただいま先生の御指摘になりましたPWRの蒸気発生器の減肉現象あるいはそのピンホールという問題でございますが、これは先生に申し上げるまでもないと思ひますが、わが国の原子炉あるいはアメリカの同型の原子炉だけに起る

現象ではございませんで、外国、たとえばドイツ、フランス等のPWR型の原子炉におきましても同様の現象が発生いたしております。で、それの対応策でございませうけれども、わが国が一番シビアな対応策をとつております。その次がアメリカでございまして、ヨーロッパ、ドイツ、フランスあたりは、むしろ先ほど申しましたようにわが国の美浜の一号、二号程度でございまして、むしろ炉をとめないで運転を継続しながら点検し、監視していくという方法をとつておるわけでございます。したがひまして、この際そのヨーロッパと同じような方法をとるべきではないかという意見も一部にはございしますが、私どもは、先ほど申しましたように、この際安全に對しまして念には念を入れてやるということで、炉をとめまして点検した次第でございまして、

で、この原因につきましては、冷却水の水質の問題ということで結核論が生まれて、二号につきましては運転を始めておるわけでございまして、一号につきましては、まだその除染作業その他に相当時間がかかりますので、時間をかけているわけでございまして。ばか丁寧によつておるということではございせん。

○小巻敏雄君 大抵こういう質問をすると、もうちょっとソ連やフランスは簡単にやつておるんだと、日本では念には念を入れ、国民の心情を満足させるために必要なのをやつておるかとも聞かせるような説明が出てくるわけですが、これも、不必要なことをやつておるんじゃないでしょうか。安全のために必要があつてやつておるんでしよう。そこを一言答えてください。

○政府委員(生田豊朗君) その必要であるかないかという判断でございませうけれども、私は現在のわが国におきまして原子力発電の環境のもとでは、私どもがやつております方法の方が妥当であるというように考えております。

○小巻敏雄君 言を左右にされる感じがすけれども、安全上やっぱ万全を期するなら、これだけのことではなければならぬという意味なんじやな

いですが。どうも、必要だけれども国民の心を慰めるためにやつておるといふ答弁にも聞かえるのですが、どうなんですか、そこは。

○政府委員(生田豊朗君) PWR型の原子炉の蒸気発生器に関連いたします重大事故は、蒸気発生器のパイプのギロチン破断が起きた場合が重大事故として安全審査の場合に考えられております。そこが論点でございまして、私どもは現在のような減肉現象、あるいは減肉現象が進展いたしましたピンホールがあくということから重大事故として想定されております蒸気発生器のパイプのギロチン破断にまで行くことではないということ、私どもは技術的にはそう確信しております。ただ、反対の立場に立つ方の中には、減肉、ピンホールからギロチン破断につながるのではないかという主張をされる方もあるわけでございまして。その点について、必ずしもまだコンセンサスができていないと思ひますので、念には念を入れましてとめまして、原因を十分究明し、対策を講ずるという方法をとつておるわけでございまして。

○小巻敏雄君 それは、開発第一主義で、いまのように念を入れないでそのまま操業しながら運転をする、炉をとめないで運転をするということもあり得た、こう言われておると思うわけですが、これも、何と云つても、この中で作業をしておるのは、前にも質問したので明らかになつたように、減肉をするパイプにピンホールができる、そのために盲栓をする、取りかえをする、こういう作業を行つておる過程で、実際問題として運転しながらやるというようなことは乱暴な事情だと思ふ。フランスもしくはソ連で行われておるのがどういう状況であつたか、必ずしもつまびらかにされてないものと比較をしてそういうことを言うというのは、これは正しい態度ではない。明らかに安全のためにとめることが必要であつた。逆に言えば、もしそのまま強行運転をすれば、これは危険である。危険というのは何か、核分裂生成物質によつて所内外に汚染の危険があるということを考えるからとめるのであつて、経済

的にも大きな打撃があるのに、そうでないのにとめるというようなことは考えられないことだ。これは、そういうことはむしろとめておきたいことだ。そういふことは証明をされておきたいことだと思ふわけですね。そういう点から見ると、今日の時点で、炉自身は安全だと言ひ、施設は蒸気発生器を抜きにして発電所というものは成り立たないわけですから、これは一貫して、この軽水炉全体から言へば安全だと言ひ張るにしても、実用性においては問題があると言わざるを得ない状態になつておる。現に一号機から八号機まで、特にBWR、PWRには同様のさまざまな事故が続出して、完全稼働の状態に置かれておるものは一番新しい中電の島根と関電の高浜だけになつてゐる。これだつて稼働し始めたのが新しいからであつて、早い時期にこういうことが出てくるといふことは当然予想されることである。稼働すれば安全であるからとめるわけでは、とめておけば安全なんです。こういう炉は安定をしたものだと言ひたい。この点に根本的メスを入れないで、歩きながら開発をする、この態度が、どうしても私は原子力委員会——現在の原子力委員会がいまから少くとも三年間それ以上の時期を責任を持っていくわけですから、この状況に對してどう正しく対応されるのかということ、また運転を現在監督をする科学技術庁、これがどういふふうな国民の前に態度を明らかにして、見直した結果、国民にも納得のできる行政を進めていくかということが、今日あなた方に課せられた任務ではなからうかと思ふわけでありませう。

続いて美浜の問題、あわせていま「むつ」と発電所、もう一つ再処理工場というのが次第に営業運転をする時期が近づいてきておる、非常に重要な時期になつておるわけでありませう。これについても同様な問題が起るのではなからうか、それを暗示するような幾つかのトラブルが相續いて報告をされておる。きのうの朝日新聞にも小さな記事でありましたけれども、東海村の動燃の「ウラン漏れ続けて二度」といふような記事が出されて

おります。きょうの赤旗ではもう少し詳しく現地の事情を聞いて掲載をしておるわけでありませうけれども、これらの問題についても、ここで監督者としての科学技術庁、そしてこの開発推進をする動燃がどのようにこれを受けとめて、そうして運転に至るまでのテスト期間、点検見直し等をやつていくのか、これは非常に重要な問題でありませう。これらに對して新しい状況に適應する、今日の段階に適應する姿勢を打ち出すことなしに二年も三年も前から準備をしておつて、定員獲得の技術として出してきた原子力安全部の設置案を、中を二つの局に分割をして、そうして当面しのぎの法律案を出すといふようなことで能事足りりとしても、問題の解決はないと思ふわけですから、ここで十三、十四と續いて起こつたと言われる事故の内容を、ひとつ把握されておる限り簡潔に御説明いたしたい。あわせて、これらの事故でもって、ウラン試験を強行し始めてから一体何件くらの事故が起つておるのか、通水作動のこの段階からケミカルテストの段階、そして今日ウランテストをやつておるの中で、どのくらいの事故が起つておる、それに基本的などう評価し、對処しておるのかといふことを伺つておきたいわけでありませう。

○政府委員(半澤治雄君) お答えいたします。まず第一に、十三日、十四日にかけて起こりましたトラブルでございますが、現在ウランテストの最終段階でございますが、脱硝工程のテストを行つておるところでございますが、脱硝工程の中で硝酸ウラン溶液から三酸化ウランの粉末を製造する工程でございますけれども、これは十二月四日からこの工程のウラン試験を始めたわけでございますが、十二月十日から第二回目の試験を始めまして、十三日から、濃縮いたしました硝酸ウラン溶液を脱硝塔に送つておたわけでございますが、送りましてその脱硝作業といふのをやつておたわけでございます。ところで、脱硝塔の先ほどの三酸化ウラン粉末製品取り出し系のバルブが作動不調となりまして、脱硝塔の運転をとめたわけでございます。さらに、硝酸ウラン溶液を濃縮するための蒸発かんも停止いたしました。蒸発かん内の溶液、つまり、ウラン溶液を希釈槽の方に移送する作業を始めたいわけでございます。この送液作業の中で、二回にわたりましてそのウラン溶液の漏れが起つたわけでございます。一回目は十二月十三日の九時半ごろでございますけれども、ポンプと希釈槽との間のバルブから約十リットルのウラン溶液が漏れた。第二回目は、同じく濃縮液受槽へのリサイクルラインのバルブから約五リットル漏れたといふのがそのトラブルの内容でございます。

で、その後の措置でございますけれども、この漏れました溶液は下に受け皿がございます。ドリッポトレで回収いたしてございまして、当該ドリッポトレはすでに除染を終えております。配管の汚染が生じておりますけれども、この除染も行ったわけでございます。なお、漏れましたときにバルブ操作に当たりました作業員は、必要な防護の衣服をつけてございまして、それから、それには汚染がありましたけれども身体汚染といふものは生じておりません。これは原因につきましては、どうもバルブからの漏洩と考えられますけれども、ただいま調査中でございます。

第二の点でございますが、ウラン試験が始まりましたから非常に軽微なトラブルまで含めると約三十件を超えるトラブルが起きてございまして、これをどうわれわれが受けとめ、かつどうするつもりかというお話が第三にございまして、ウランテストは、もともと三つのキャンペーンに分けて行つておりまして、現在それぞれのブロックごとに機能テストをしておるわけでございますが、ウランテストのそもその目的が、この濃縮施設、濃縮設備の機能をこのテストを通じて見つけ出す、その上で、十分な点検、修理、補正といふものをやりまして次のホットテストに入っていく。つまり、一連のテストの中間の過程でございますので、このふぐあいの点を見つけて出すという観点から、これらのトラブルにつきましては、その原因、今後の対処方というものを十分に確かめまして、把握してこれに對処して、次のテストに臨むといふふうに考えております。ただし、そういう過程にはございませうけれども、こういうトラブルがそれは起きないにこしたことはないわけでございます。私どももいたしましてその辺十分注意してテストを進めてもらいたいといふふうに考えておるわけでございます。

○小巻敏雄君 まあ原因は調査中ということですが、これは硝酸液といふのは高温のもとに置かないとすぐ結晶になるわけでしょう。それで保温装置が十分に行き渡らないバルブのところなんかで温度が下がつて、そこで結晶がたまつたのではないかといふふうな言つておるのじやありませんか、現地では。それから、そのところをパッキングをやり直したら、今度は翌日、横の方でまたあふれ出してきたと、こういうことが具体的な内容かといふふうな聞いておるわけですが、まあそれはそれとして、その部分は修理をし、ふぐあいを直せば修理ができるかもしれませう。しかし、この脱硝工程の中でこの脱硝塔というのは、もしこれが實際営業運転に入つてしまつてからであれば、非常に高濃度の放射性の物質が集まる場所になるのではないですか。

○政府委員(半澤治雄君) 前段の御質問はさておきまして、ただいまのお話でございますが、この脱硝塔では高レベルの放射性物質が存在するといふことではないかといふふうな聞いております。

○小巻敏雄君 まあ具体的な内容はさらに後ほどでも聞かしてまいりますけれども、いまあなたの方から言われたところでも、通水作動テストから始まつて三十件くらいのトラブルが発生をしておるということですね。その三十件については、大体私の方に後ほど資料を要求いたしますから出していただきたいと思います。これをここで要求をしておきます。

私どもが労働組合等で聞いたところでは、実際には通水作業、二月から十月までの間にこれは二

件、ケミカルテストに入ってから十件、そしてウランテストに入ってから大体十六件のトラブルが発生をしており、故障が出ておる。朝日新聞では十四件というふうに書いておられますけれども、労働組合では十六件というふうに申されておる。こういうことが具体的に相次いで起こっている。どうしてもこれは国民の目の前でよく事情が明らかになる必要があると思う。特に、わずかな事故であつて、これは事故の名に値しないと言われた九月二十日の人身事故、この問題でも、あの事故の追及を通じて初めて溶液の中に存在するはずがないと思われておつたウラン236が出てきたというように、このウランテストというのは天然ウランを使つて、そしていわばバージンの鉱石から取り出された天然ウランを使つておると言われるのですけれども、236が天然ウランの中に入つておるはずがないわけでありまして、これは一種垢の中を通らなければ出てこない物質、こういうものがバージンのこの材料の中から検出されるということは、初めに言われた説明と実際に行われておることとは細部でやはり違ふということを感じておられます。まあ、こういった点、一つ解明するにしても、これは内容を十分に国民の目の前で点検をしていくという姿勢を動機がとつていかれる必要があると思ふわけです。プルトニウム蒸発かんからウラン溶液が大量に漏れた。これはミニマムのトラブルであつて、故障の名にも値しないというふうなことを言われておるわけでありまして、けれども、プルトニウム蒸発かんからウラン溶液が漏れるというところが、これが実際に大仕掛けになつてくれば臨界事故につながつてどかんといくような性質をその中に内在しておるということもだれにも明らかでないことではないか。

まあ、こういうことを考えてみますと、この新しく始めていく再処理工場というものが、これが確実な技術の裏づけを持って、それと開発とがバランスがとれて進むという点で、このプログラムを急がずに徹底的に見直してやつていく、特に試験

計画を半年延ばしたくらいで済まされるものかどうか、試験を中止をして事故の原因究明をし、再処理施設の安全総点検、試験計画の再検討というようなことをしなければならぬ、これがむしろ健全な国民の要求であると考えられるわけですが、どうでしょう。

○政府委員(半澤治雄君) 先ほども申し上げましたように、いろいろなトラブルが起きておりまして、トラブルの原因については、厳密にいま原因追及、対処ぶりを検討しているわけでございます。このウランテストというのは、すでに御案内のように、三つのキャンペーンから成つておりまして、いま現在の状況は、いわゆる第一キャンペーンが終りに近づきつつあるわけでございまして、第二キャンペーンというのは、その第一キャンペーンで見つけ出したふぐあいの箇所につきまして、先ほど申しましたように原因の追及とそれに基づく手直しというものを、さらに第三キャンペーンでこのウランを使ったウランテストを行つて、さらに加えて、それが終わりましたところでのこの結果を評価して、その次のテストに入るわけでございます。あくまで操業ではなくて、さらにその次のテストに入るわけでございますので、そういう形で、御指摘のように、決してスケジュールにとらわれるわけではございませんで、必要な手直しは行つてございまして、けれども、そういう形で慎重にテストを続ければ十分ではないかというふうに考えております。

○小巻敏雄君 再処理工場の問題についての安全性というところは、原発とはまた一段と違った安全に対する確認が必要である。すでに、原発においてもかなりの運転中止等を行ななければならぬという状況があつて、いわば安全確認というのはい定の破綻を示しておるわけでありまして、けれども、特に再処理工場というのは根本から問題があるのではないか。フランスの場合だつて、あのラ・アーグという会社は、同時にフランス核武装のための軍需工場で、このシステムが必ずしも安全を第一とする平和目的の工場として出発をし

ていないというようなものであつて、このプラントをそのまま輸入して、これを筆々服膺すれば安全というふうなものであるかどうか、国民の目からながめていろいろ疑問を感じるところであります。また、アメリカの再処理の状況を見ても、アメリカには六つの大きな工場があつて、その中で民間のものは三つあるわけですか、特にNFSと呼ばれるニュークリア・フェニックス・サードビズですか、これは操業中止をやつておるのじゃないですか、いままでは、操業中止の理由はない、これは民間団体、相当資本も投下したでしょうけれども、次第にやめていくうちに従業員の被曝と安全の点で操業を続けることは適切でない、こういうことから操業中止をしておる。またGEの再処理工場も相当の資金を投下しておつたのだけれども、現実には計画放棄に至つておるというふうな実態があつて、あとのものは総じて軍の開発工場である、こういう状況として私は把握しておるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(半澤治雄君) いま御指摘のように、アメリカで六つの再処理工場、三つは軍用と申しますか、非商業用でございまして、商業用としては三つの再処理工場がございまして、御指摘のように、NFS、ニュークリア・フェニックス・サードビズは一九七二年から工場はとめてございまして、一九八〇年ごろ再開を目途に準備中というふうに聞いております。

○小巻敏雄君 GEは計画放棄でやめておるんじゃないですか。

○政府委員(半澤治雄君) GEは昨年運転許可申請を取り下げておるわけでございます。御指摘のように、かなりの金をかけまして工場をつくつたわけでございますが、運転段階に入りまして工場をとめておる状況にございまして。

それから、さらに最後の一つでございまして、バンウエルというところにプラントがございまして、工場は、来年夏以降ないしは再来年を目途に建設を進めておるというふうに聞いております。

○小巻敏雄君 基本が軍事開発を中心にして、ど

この国でも軍事というのはたくさんあるのシークレットを持つものであつて、国民の目から覆われた場所、アメリカのごときは原爆開発ではビキニ環礁で日本の国民にも大きな損害を与えたわけですが、けれども、こういう状況の中で開発をされてきて、そしてようやく六〇年代ぐらに入つてからこれを新しいエネルギーとしてアメリカは国際的に売り出すことを決めた。この中で、長官が言われるように日本の発電を一方で石油の上に築いていま非常に危険な状態が出た。もう一方の足を原子力にかければ、ウランの供給から何から、将来とも、価格、それから供給の安定性ということ、準国産というほど安定をしておるのか。さらに、再処理工場の問題については、アメリカでもなかなかうまくいかないというのを、いまより少し歩きで出発しようとして、しかもそれが六千万キロワットを四千九百万から縮小したにしても、まだそれらの計画とつり合ひのとれない小ささであるわけですね。こういう状況の中で、国民の目から見て、どうしても高所経済成長とアメリカの後を筆々服膺して追つていけば安全だということとで立案をされた全体プランの見直しというものが、国民の前で公開をして行われるということなしに、小手先のこういう開発優先時代のプランをそのまま化粧直しをして、そうして法律案として出して、出てくるというふうなことは、根本の姿勢が直つていないと言わざるを得ない。こういう点から、きょうは特に参考人の出席を求めて、今日の時点でのこの開発計画、あるいは企業側からの、エネルギーの側からのプレッシャーに対して、技術水準その他が自主的に均衡がとれておるかどうかという一つの問題と、もう一つは、行政的に安全体制が機構として保障されるか、二つの点から参考人に質問したいと思つておつたわけでありまして。いま言われたところでも、なおほとんど安全の問題についても弁解に終始しておつて、いまはやっぱり以前のように、皆さん方としても実証的、もうこれは安全を疑う者は愚か者と言つてわけにはいかないところまできておるでしようけれど

も、陸奥湾の中及びその周辺で、この原子力船「むつ」を発生源とする放射能の漏洩、放射能漏れがある可能性があったのかどうか、科学的にですね。

○政府委員(生田豊朗君) 科学的にはその可能性は全くございません。

○中村利次君 可能性が全くないのに、あそこ漁民の皆さんは、養殖しておるホタテガイの大量死が原子力船「むつ」が原因であるということで大変な騒ぎがあったわけですね。ところが、この「むつ」があそこから追い出された後、現在もホタテガイの大量死というものはある。こういうのはどう解釈すべきですか。

○政府委員(生田豊朗君) 昨年「むつ」が漂流しまして……

○中村利次君 ちよっと加えまして、その事実関係を少し……

○政府委員(生田豊朗君) 「むつ」が漂流しまして、大湊港に入港いたしますときに、当時の自民党の鈴木総務会長が政府代表として行かれたわけでございます。で、青森漁連と折衝をされました十二億四千万の漁業対策費を支出したわけでございますが、その中の一部に当時青森漁連で主張しておりました稚貝、稚貝と申しますのは子供の貝でございますが、ホタテガイの稚貝が相当死にましたので、その補償に相当するのはたしか一億円と記憶しておりますが、という要求がございました。その後昨年の補正予算でその対策費を計上いたしました。農林省経由で支出いたしました段階では、因果関係が不明確であるということで別の漁業対策費の形で支出したわけでございますが、当時青森漁連で主張しておりましたのは、放射能によって稚貝が死んだということではございませんで、「むつ」入港を阻止するために漁民が漁業に従事している暇がなくなつて「むつ」の入港阻止の、たとえば土のうを用意するとか、あるいは漁船を並べて阻止するとかいうことで専らに専念されたために、ホタテガイの養殖漁業に対する手当てが行き届かなくて相当の稚貝が死

んでしまった、これはやはり「むつ」の漂流に伴う結果起きたものであるから補償しろということでございます。で、先ほど申しましたように、どうもその辺の因果関係はつきりいたしませんでしたので、実際に青森県の漁連に支出いたしました、金としては別の形になったわけでございますが、その後ことしになりまして、たまたま先生御指摘のホタテガイの大量死が起きたわけでございます。これは実は私も直接関係がございませんで、新聞の報道あるいは青森県関係の人からいろいろ聞きまして結果でございませうけれども、それら総合いたしますと、いわゆる生態系のバランスが崩れたということであろうかと思ひます。つまり、私も昨年そのホタテガイの養殖場をかなり時間かけまして見ていただいたわけでございますけれども、もう一面のホタテガイの畑でございます。つまり、その当時から海水の中の酸素の量あるいはプランクトンの量等から考えましてバランスが崩れつつあるということを感じて、その方から直接伺ったことがございませうが、それがさらに進化したとして、一種の自然淘汰の形で相当死滅したということのようでございます。それから考えますと、昨年の場合もあるいはその前であつたのかも知れないという感じもするわけでございますけれども、その辺の因果関係はつまびらかにいたしておりません。

○中村利次君 まあ、私はやっぱりそういうところが政府に対する国民の信頼がいまいになる原因になつてゐるんじゃないかと思ひます。これは、たとえば原子力船「むつ」の母港であつた当時、この稚貝が大変死をした。このことが全国民に報道をされて、それが原子力船の影響によるものという印象を国民はすべて非常に強く受けるんです。受けるんですよ。そして因果関係が明確ではないから、あるいは因果関係がないから、そういう意味での補償はしない。しかしながら、ほかいろいろな理由をつけて、やはり母港の地元漁協対策、地元対策という意味でも、トラブルを避けて地元との関係も円満にしたいというのでいろ

んな名目をつけての補償金が出る。このことは国民にどう受け取られておるかというところ——一般関係のない国民です。やはり原子力船「むつ」は危険なものであり、そしてその因果関係によって養殖ホタテガイも大量死をして、やっぱりこれは大変なんだと、こういう印象しかないんです。現実にはそうなんです。ですから、そのほかの国会で取り上げた問題なんかでもどうですか、あなた、何か、よつてもつてその地域の住民の皆さんの健康を損ね、生命を脅かした事実があるかと言ふんです。ところが国民の受ける印象は、みんな大変だ、これは原子力船なんというのはいくら危険なものだという印象しか残らない。そういう点、正しい認識を国民の皆さんにしたいので、正しい原子力の開発、平和利用というものをどう進めていくかという、そういう点について私は本当に、これはもうまだまだ不十分な面がきわめて多くある。こういうことではやっぱり、すべての資源が乏しいというよりも、すべての資源のない日本の今日以降のエネルギーはどうなっていくんだという、これはもう原油価格の超高価格時代を迎えた現実も含めて、大変な不安と、それから焦燥を感じるわけですね。こういう点については、これは科技庁としては正しい認識をお持ちでしようか。

○政府委員(生田豊朗君) 私どもは当然先生の御指摘になりましたような点につきまして正しい認識をしてゐるつもりでございます。ただ、残念ながら、私も、私もが故障と言つておりますような、あるいは故障以下のトラブルのようなものでも、発生いたしますと、それが非常に大きく取り上げられるわけでございますが、一方、故障を修理いたしましたして運転を正常化したという場合にはほとんど報道されないというところがございますので、専門知識を持ち合せない一般国民の人たちにとつてみますと、目に触れるものは常にトラブルであり故障であるという印象が強いのではないかと申します。この辺は大変遺憾でございますが、私どもの努力も大変足りないと思つてゐるわけ

でございますけれども、いろいろの方法を講じて、何とかその辺のPRと申しますか、それを進めてまいりたいというように考えております。

○中村利次君 やっぱり私は、現状を切り開いていくには事実を正しく認識してもらう、そういう努力がどうしても、より一層に強く必要であると思ふのです。これはしかし、何も政府だけを追及する問題じゃなくて、いろいろな各界各層がそういう努力をしなきゃいけないと思ひますけれども、そこで、私は後ほどまた科技庁には法案を中心として質問をいたしますけれども、通産省に質問通告をしておりますので。

エネ庁で、当初六十年六千万キロ、六十五年一億キロでその原子力の開発という、そういう構想を発表された。それに原子力委員会もやっぱり同じ構想をお出しになった。それが、六十年四十九万キロにいわゆる手直しをされたということ、まああれわれも、いまこの立地問題等いろいろトラブル、課題が、この原子力の開発についてはあるわけでありまして、果たしてこの六十年六千万キロ、六十五年一億キロが達成できるのかどうか、いろいろな角度から見たらだしてきただすけれども、四千九百万キロにスローダウンをされた理由をまず伺ひます。

○説明員(松尾成美君) ただいま先生御質問の六千万キロワットを四千九百万キロワットに下げた理由でございますが、いまのお話にありました六千万キロワットという数字は、昭和四十九年の八月の二十二日でございますが、このときに電気事業審議会の審議部会の中間報告というもので挙げた数字でございます。そのときから一年たったところで見直しをしたわけでございますが、この間にかかなり経済事情ないしはその将来の経済の見通しについての変動がございまして、御案内のように、四十九年、五十年と二年にわたつて足踏みをいたしまして、まず長期計画の出発点になる出だしのところかなり下がつたわけでございます。その後の経済の伸びについても、一年前に見られ

た当時ほどの高い伸びはむずかしいと、まあかつてのようになつた成長というところではむずかしくて、まあ六分前後というところであろうというふうな経済の見方も変わってまいりまして、六十一年の経済規模というのはいくら変わってまいりました。そういったことを受けて、通産省の二つの場、総合エネルギー調査会と、それから先ほどの電気事業審議会と両方の場で並行してエネルギー全体、その中の電気、その中の原子力という位置づけについて見直し作業が行われたわけでございます。先生御指摘のように、エネルギー全体の安定供給の確保と申しますか、こういう点から申しますと、原子力の重要性というものは決して変わっておらないと、しかし、経済規模が変わりましたので、六十一年でその四千九百万というところで大体一割弱の規模は確保できる。これは諸外国ですと、先進国、ヨーロッパ、アメリカですと……

○中村利次君 それは結構です。

○説明員(松尾成美君) よろしうございます。——ということ、まあそういう経済規模の変動ということが一つきっかけになりました見直しを行うことにしたわけでございます。

○中村利次君 どうも時間がだんだんなくなつてきて心配なんですけれども、私はその経済規模の縮小によって計画の見直しをやったという点については、非常に不満というか、ある意味での不信を持つています。

〔委員長代理中尾辰義君退席、委員長着席〕

需給関係で手直しをしたとおっしゃるならば、しからば、四十九年の八月現在の見直しどおりの需要の伸びであったならば六千万キロワットが達成可能であると踏んでおられたのかどうか。これはいま手直しをした四千九百万キロワットが六十年には達成できるとお考えになつておられるということと同義語になりますけれども、ただ単に需給の面で手直しをしたのですか、それともやっぱり開発の現状いろんな困難性があるというものを含めた手直しですか、どちらですか。簡単にひとつ。

○説明員(松尾成美君) 先ほど、実はちよつと追加してさらに敷衍して申し上げなければいけないと思つておつたのですが、先生御指摘のように、確かに需給の面というのはいくらでも見直しをしたきつかけであるとして申し上げましたが、その際、もちろんこれまでの立地の進展状況あるいはその立地環境問題の今後のむずかしさ面等々あたりについて改めて見直しをいたしまして、で、六千万キロワットを四千九百万キロワットに見直すことによってフイリビリティと申しますか、それがより高くなると、その面の見直しもいたしました。

○中村利次君 そういうことであれば一応納得をいたします。

私は本日はこれは相当時間をかけて細かく質問をしたいと思います。——私に思つていたんですが、時間もまだ少しなかりましたから、一括して質問をしますけれども、現在着工中の原子炉が十四基千二百二十万キロワットでございます。それで、電調審で認可済みのものが四基三百三十二万五千キロワットあります。未定のものが、まだどうなるかわからぬという計画だけのものが八百六十六万二千キロワット、合計して二千四百四十万キロワットありわけです。これが地元との調和もつて、仮に電調審で認可をされた、この未定の八百六十六万キロワットがされたとして、五十年から五十四年に運用できるものが約一千四百四十万キロワット、現在すでに運用中のものが四百四十五万キロワットあり、そうしますと、五十年の約一千六百四十万キロワットを達成するには百四十万キロワット程度をオンすれば達成できるということになるのです。これは私は相当裏づけのあるものだと思ひます。ところが、五十五年から六十年の計画に裏づけがあるかというのを考えてみますと、これは五十五年現在で継続中のものが一千二百四十万キロワットぐらゐることになります。そうしますと、約二千四百四十万キロワットに、これは着工ではなくて竣工をしなければ昭和六十年四千九百万キロワットは達成できないということにな

る。ところが、これはいろんなネットワークを考えてみますと、たとえばこの製作能力の面ではどうなんだと、三菱グループあたりが百万キロワット級、年間に四プラントぐらゐる限度であると言われている。それから技術者、労働者、ここに働く者、作業をする者の確保が果たして可能なのか。それから、いろんな問題はあります。そういう立地問題等を達成をし、それから地元との合意関係を確保しても、なおかつこういう不安要素もある、こういう点についてはどういうぐあいの見方をされていきますか。

○説明員(松尾成美君) ただいま先生御指摘になりましたように、まあ四千九百万キロワットというのは確かに現在工事中のもの、あるいは準備中のもの、これは取り方はいろいろあるわけでございます。二千四百四十万、あるいは三千万と見ていくわけ、二千から三千万という幅でこれからやらなければならぬものがあるわけでございます。それから十年の間にそれだけのものを追加してやらなければならぬわけでございます。まあ非常に努力を要する数字であるということとは確かであると思ひます。私もどなたかしましては、いろいろな点で解決しなければならぬ問題、いろいろあると思ひますが、そういう面、環境対策とか、安全対策、そういう地元対策、あるいは先生御指摘のようなそれぞれの面についていろいろ努力を官民挙げてやっていくならば、これはできる数字であるということでございます。そして、そういう形で四千九百万というものを設定したわけでございます。

○中村利次君 私はやっぱりクリーンエネルギーとしての原子力の役割というものが、これはわが国の今日以降の国民生活に不可欠なものであるという立場をとるからこそ、そういう立場に立つていろいろ具体的、果たしてどうなるんだ、裏づけはあるのかという点で考えていくと、いろんな面でのやっぱり困難性がある、こういう点を指摘しているわけでありまして、何とか努力しなければいけないことだけではなかなかこれは片がつか

ないと思ひます。しかし、ここで、非常に短かい時間でこの問題を詰めようたつてだいたい無理ですから、いざこれは十分の時間をとって私は本問題についてはまだまだ質疑を重ね、議論を重ねていきたいと思ひます。

次に、どうもこれは時間が切迫をして弱っちゃいましたけれども、科技庁にお尋ねをしたいんですが、FBRの問題で、試験炉、これは「常陽」というのですか、現状はどういうことになってますか、簡単にひとつ。

○政府委員(生田豊朗君) 「常陽」は高速増殖炉の実験炉でございます。明年臨界の予定でございます。それに用いますプルトリウムでございます。すけれども、現在動燃事業団で確保いたしております。今後、FBRのプルトリウムは再処理工場が稼働いたしますと、それから供給が可能でございます。

○中村利次君 次の原型炉、これはニッケル・ムは何か言うんだかありますけれども、このチェック・アンド・レビューはいつごろおやりになる予定になつていきますか、現在おやりになっていきますか。

○説明員(高岡敏彦君) ただいまの御質問でございますけれども、高速増殖炉の原型炉、「もんじゅ」と略称しておりますけれども、これにつきましては、この八月から従来の研究開発の成果を評価いたしまして原型炉の建設の計画を検討すると、いわゆるチェック・アンド・レビューというのを行つております。その計画の概要でございますけれども、三十万キロの発電能力を持ちます原型炉でございます。われわれの希望といたしましては福井県にサイトを求めたいということをやっております。チェック・アンド・レビューの予定、見込みでございますけれども、来年の六月ごろまでには一応の結論を得たいという予定にしております。

○中村利次君 「常陽」の成果を踏まえてチェック・アンド・レビューをやつていくということですね。現在はまだやつてない……。

○説明員(高岡敬展君) もちろん「常陽」につき

ましては、ただいま局長から申し上げましたようににはば設備は完了しております。来年の一月ごろ臨界に達します。で、今日までの「常陽」の建設に關連いたしましては、非常に多岐にわたります。研究開発を行っております。で、その結果を十分検討いたしまして、動燃が計画しております。原型炉の計画が妥当なものであるかどうかを、現在八月から検討いたしております。来年の六月には検討を終わりたいという予定でございます。

○中村利次君 それはどこでおやりになる予定ですか。

○説明員(高岡敬展君) 申しおくれしましたけれども、原子力委員会の中に新型動力炉開発専門部会というのを設けてまして、これは高速増殖炉の計画の検討だけではないけれども、具体的に申しますと、その専門部会の中に高速増殖炉分科会というのが設けられておりますが、その分科会において高速増殖炉原型炉のチェック・アンド・レビューを実施いたしております。

○中村利次君 それはこの原型炉だけのチェック・アンド・レビューを、何ですか、委員会だか何だかでおやりになるうとしておられるのか、あるいはその他のCANDU等を含めたものにお考えになっておられるのか。

○説明員(高岡敬展君) 原子力委員会に設けられております新型動力炉開発専門部会というのは、増殖炉のほか、われわれの方で開発を進めております新型転換炉というのがございましてけれども、その今後の開発利用の進め方でありまして、あるいは原子力研究所が研究をやっております多目的高温ガス炉というのがございまして、そういうものの今後の研究の進め方でありまして、か、そういう新しい動力炉の研究開発をどう進めるかという全般の問題の一環として高速増殖炉の開発研究を進めておる、検討を進めておるということでございます。

○中村利次君 これはもっと詳しく、いずれただしていきたいと思います。きょうは時間がござい

ませんので。

それから、これはひとつ大臣にお伺いをしたいんですが、これはやっぱり政治的な判断を必要とすると思うんですが、防災計画につきましてね。防災計画をつくって、これは訓練しなければならぬと思うんですが、なかなか、地元では費用が巨額に達して非常に困っておる実情があるようですね、どういふうにお考えですか。

○国務大臣(佐々木義武君) これはお話しのように大変重要な問題でございます。ただ私の聞き

及んでおる範囲では、災害が起きた後始末の方には大変皆さん熱心でございますけれども、これを予防する科学面は、いままでも国を挙げて系統的にやっております。いままでも、必ずしもそうは言えない実情でありまして、私も役所のプランチに防災センターございまして、ここでもまあ細々とながら勉強しておりますけれども、特に一番、最近問題になっておるのは地震予知の問題で、中国の調査団が最近参りまして、私も会って見たんですけれども、向こうは向こうで非常に国を挙げてこの問題に取り組んでおる。地震予知の問題ですね。したがって、日本の方はまだ大方力の入

れ方が少ないんじゃないかという感じがしました。あるいは雪害ですね、あるいはなだれとかい

ったような問題とか、集中豪雨とかいろんな問題あるわけですね、こういう問題に対するや

○中村利次君 これを最後にしますけれども、確かに大臣おっしゃる通りに、起きたトラブルにつ

実情すらあるように私は思う。しかし、やはりこの予防、防災等につきましては、どうもやっぱり十分に意を用いない。これは大変な金がかかります。しかし、やっぱりこういうものにはこそ政府も腰を据えて対処をする。なかなかこれは地元、地方自治体等ではどうにもならないものがあると思えます。大臣の答弁がまことにまともだと思えますが、ぜひこれはそのまともな御答弁を一つ実現するように、配慮よりもむしろ実行をお願いしたいと思っております。

最後に、この法案そのものについてですけれども、科技庁に安全局を新設するという点について、私もそのすべての条件をすべて満足して、もう手を挙げてこれに賛成というものではありませぬけれども、やっぱり同位元素の取り扱い量が非常にふえてきた、あるいは原子力船「むつ」の問題もあり、先ほどからこれはいろいろ私が取り上げましたが、あるいはまた再処理工場等も稼働をするようになる。そういうものを含めて、それに当面の対応をしたということと設置法の一部改正をお出しになったと私どもは解釈をして、これはこの会期中にぜひとも成立をされなければならぬと思っております。

ただ、先ほど塩田委員の質問に原子力局長からお答えになっておりましたけれども、私は局長の答弁そのものが科技庁の姿勢であるならば、私も全く同意です。いわゆる基本設計から運転管理まで一貫した一元的な安全規制の体制をつくり上げるべきである。なかなかこれが言うべくして困難であるというところにこういう安全局の科技庁における新設という当面の課題が私はあるという受け取り方をしております。したがって、そういう将来に向けての大構想ですね、そういうものが、これは行儀等でいろいろ議論の末、答申が出され、政府としてこれを消化をして、法律化が必要なものとは法案をお出しになる、あるいは法律の改正が必要なのは改正案としてお出しになる、そういう一環と受け取ってよろしいかどうかです。

ね。これはひとつ科技庁の長官にお伺いをし、あわせて通産省にお伺いしますけれども、そういうことで私はやっぱりそういうものの一環として、当面科技庁が前向きに安全局の新設をここに提起しておられると思う。行管なんか非常にむずかしい、うるさいことを言うかもしれないけれども、やっぱり現状において、通産省の役割の中で、このエネルギーの中の原子力部門の機構を強化し、この安全規制について強化をし、陣容を整えるという構想がどうか、大臣と、ひとつ通産省にあわせてお伺いをして私の質問を終わります。

○国務大臣(佐々木義武君) 私どもに対する御質問はそのとおりでございます。

○説明員(山本幸助君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

通産省としましては、従来から安全性につきましては何よりも重視しなきておりました。それから、最大限の努力を払ってきておりました。そのための機構、陣容等も、各方面とも御相談しまして、逐次整備強化いたしてまいっております。しかし、今後原子力利用が実用化の段階に急速に進展すると考えられますので、そういう事態に即応しまして、通産省における原子力の行政体制の整備拡充が一層緊要であると、こういうふうにお考えをしております。その方向で関係方面とも折衝を現在行っております。

○委員長(加藤武徳君) 他に御発言もなければ、本連合審査会は終了することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

連合審査会は終了することに決定いたしました。

これで散会いたします。

午後四時四十七分散会